第２期
大治町子ども・子育て
支援事業計画

令和２年度～令和６年度

（令和５年３月改訂）

令和２年３月
大治町

はじめに

少子化、家族形態の変化、就労形態の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、「子育ての孤立感と負担感の増加」「仕事と家庭の両立」など、子育てをめぐる課題に対して、社会全体で支援することが求められています。

こうした中、本町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成２７年度からの５年間を計画期間とする「大治町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年３月に策定し、子ども・子育て支援のニーズを反映した子ども・子育て支援施策を進めてまいりました。

このたび、「大治町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、計画の見直しを行い、新たに「第２期 大治町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本計画では前計画に引き続き、基本理念に「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てできるまち」を掲げ、子どもが健やかに生まれ育ち、子育てしやすい環境づくりのため、さらなる力を注いでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「大治町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和２年３月

大治町長　　村 上　昌 生

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

1　計画策定の背景 2
2　計画策定の趣旨 3
3　計画の位置づけ 4
4　計画の期間 4
5　計画の策定体制 5

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状 7

1　大治町の現状 8
2　アンケート調査結果からみえる現状 20
3　第２期計画策定に向けた課題 33

第３章　計画の基本理念、基本目標 35

1　基本理念 36
2　基本的な視点 37
3　基本目標 38
4　施策の体系 39

第４章　量の見込みと確保方策 41

1　教育・保育提供区域の設定 42
2　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業量の推計の考え方 43
3　人口の見込み 46
4　幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 48
5　地域子ども・子育て支援事業 50
6　幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進 63
7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 64

第５章　その他の子ども・子育て支援に係る施策 65
１　産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保 66
２　児童虐待の防止 66
３　ひとり親家庭の自立支援の推進 67
４　障がい児等の支援 67
５　「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進 68

第６章　計画の推進に向けて 69
１　計画の推進及び進捗状況の把握 70
２　計画の推進に向けた関係機関の役割 70

参考資料 71
１　大治町子ども・子育て支援事業計画策定の経緯 72
２　大治町子ども・子育て会議設置要綱 73
３　大治町子ども・子育て会議委員名簿 75
４　用語解説 76

第１章　計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、モノのインターネット（IoT）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びのあり方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法を成立させ、平成 27 年４月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳までの女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 30 年４月時点の全国の待機児童数は１万 9,895 人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年６月に「子育て安心プラン」を公表し、平成 30 年度から令和４年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年９月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

本町では、「子ども・子育て関連３法」の趣旨を踏まえ、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を計画的に推進するため、平成 27 年３月に「大治町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策の取組を推進してきました。また、計画の中間年である平成 29 年度には、各事業の量の見込み及び提供量をより現状に即した数値に見直し、改訂版を策定しました。

本町においては、これまでも子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援などに取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目のない施策の一層の充実を図ってきました。

このたび、「大治町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、「第２期大治町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実をめざしていきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民のみなさんが子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」として策定するとともに、子ども・子育てに関連する部門別計画と整合・連携を図ります。

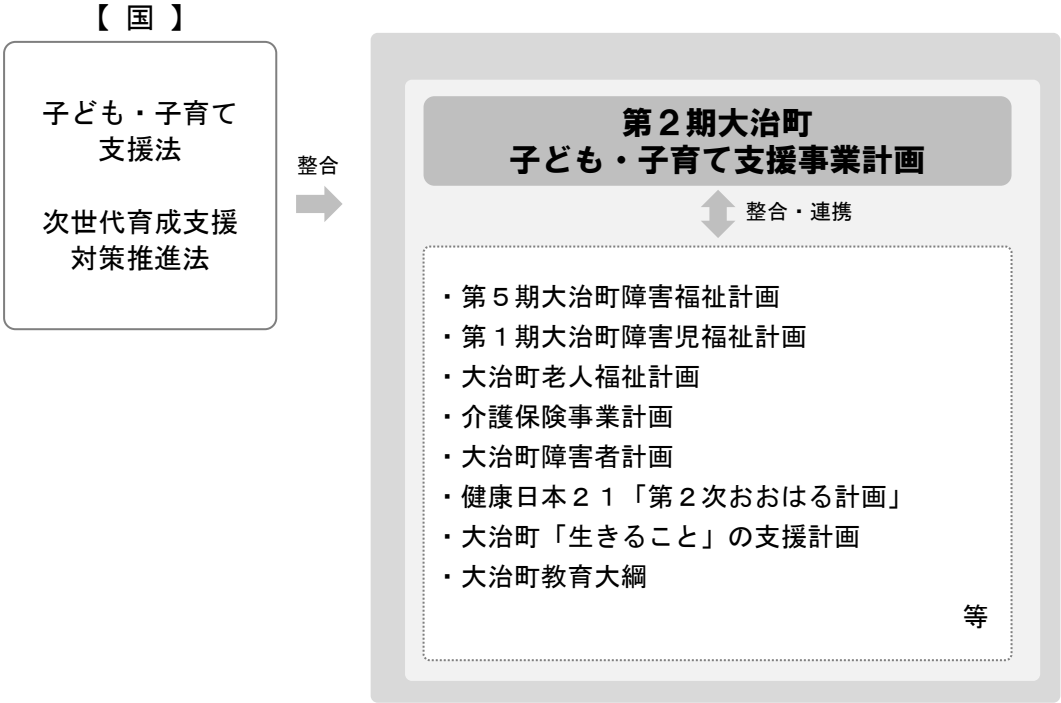

4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、５年間を１期とした事業計画を定めるものとされていることから、本計画の計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

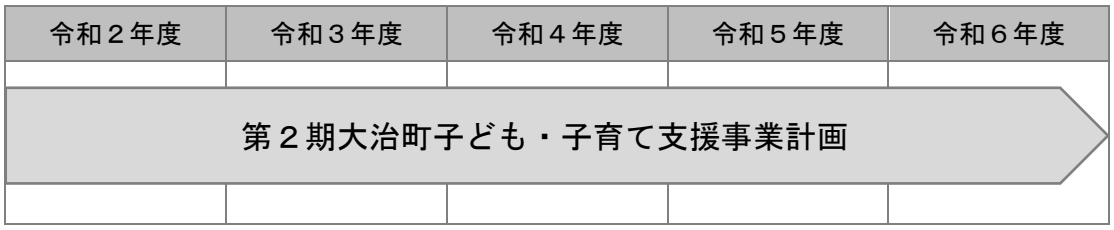

5 計画の策定体制

（１）町民ニーズ調査の実施

本町では、「第２期大治町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、この事業計画に必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の状況を把握するため「大治町子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

大治町在住の就学前児童（０～５歳）の保護者から 1,353 件、大治町内の小学校に通う小学生児童（６～11 歳児）の保護者から 934 件、合計 2,287 件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

平成 31 年４月 12 日から４月 25 日まで

③ 調査方法

就学前児童保護者：町内の各幼稚園・保育園・認定こども園の保護者への直接配布・回収及び郵送による配布・回収

小学生児童保護者：町内各小学校を通じた直接配布・回収

④ 回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,353 通	933 通	69.0%
小学生児童保護者	934 通	817 通	87.5%

（２）大治町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大治町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

（３）パブリックコメントの実施

令和２年１月９日から２月７日まで、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

1 大治町の現状

（１）人口の状況

① 年齢３区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年4月で32,693人となっています。また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、他の区分に比べ老年人口（65歳以上）の増加率が高くなっています。

年齢３区分別人口の推移

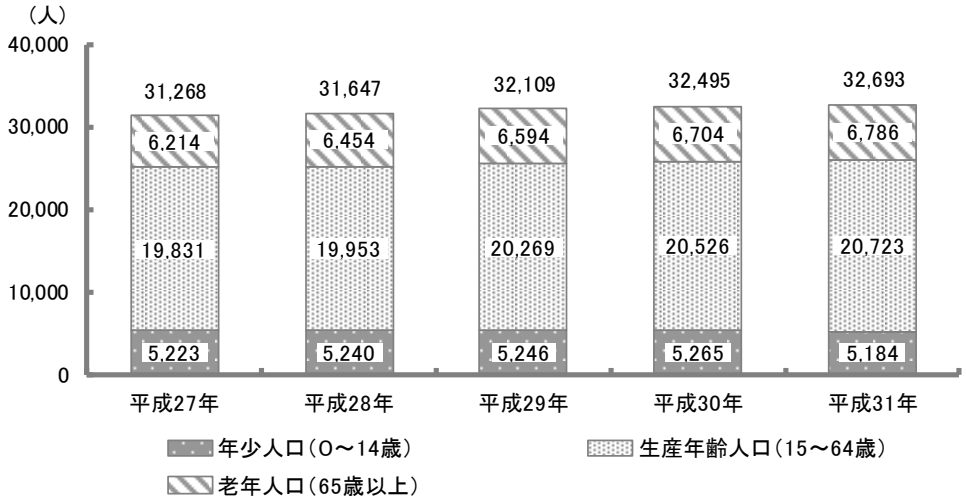

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

本町の０歳から５歳の子ども人口は平成30年にかけて増加していましたが、平成31年4月現在で2,029人と減少しています。特に他の年齢に比べ、０歳の減少率が高くなっています。

年齢別就学前児童数の推移

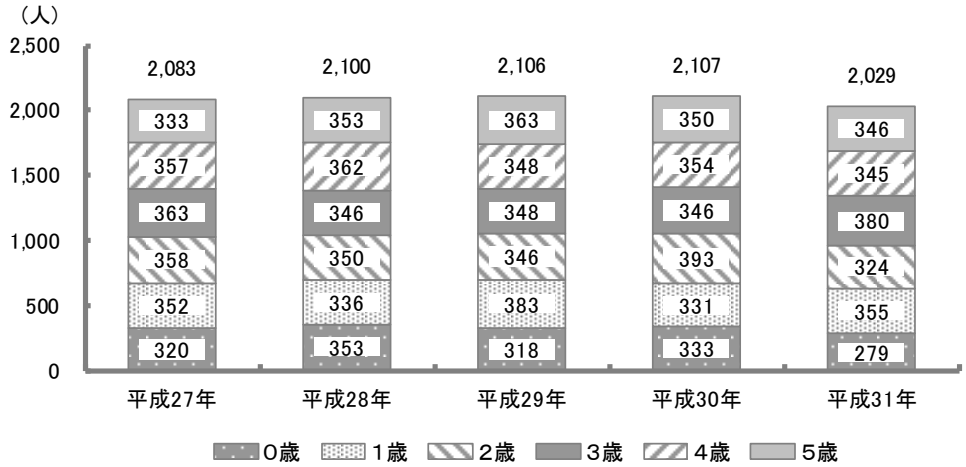

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本町の６歳から11歳の子ども人口は増減を繰り返しながら推移し、平成31年４月現在で2,118人となっています。特に他の年齢に比べ、６歳の減少率が高くなっています。

年齢別就学児童数の推移

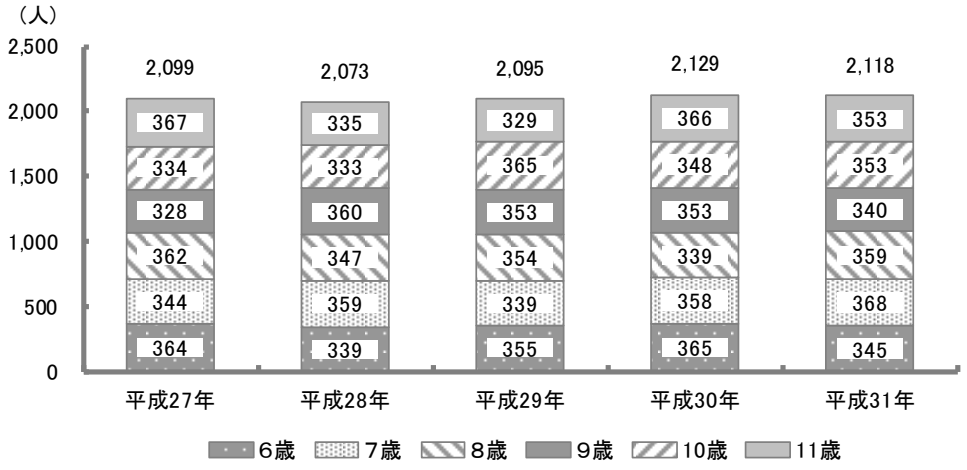

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で7,438世帯となっています。一方、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。

一般世帯・核家族世帯の状況

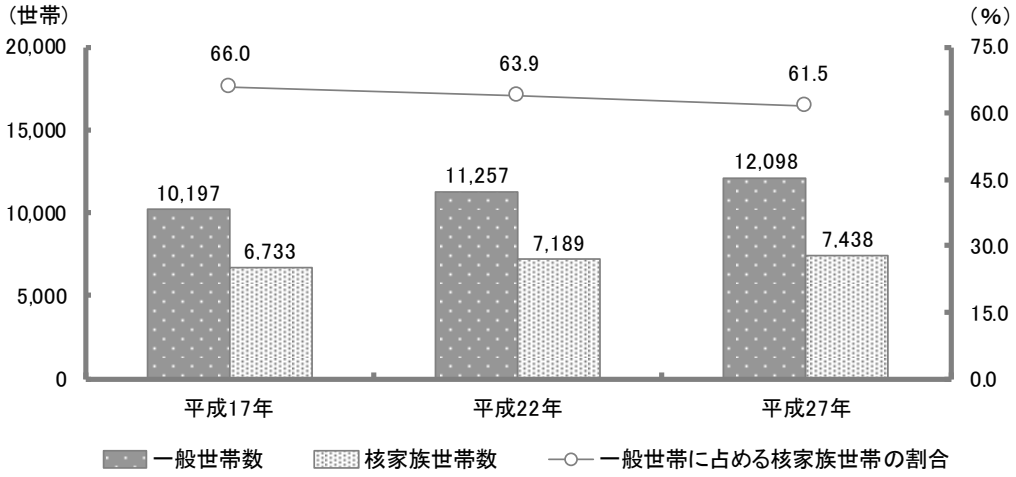

資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は増加傾向にあり、平成27年で3,555世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数、核家族世帯の割合も増加しています。

18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

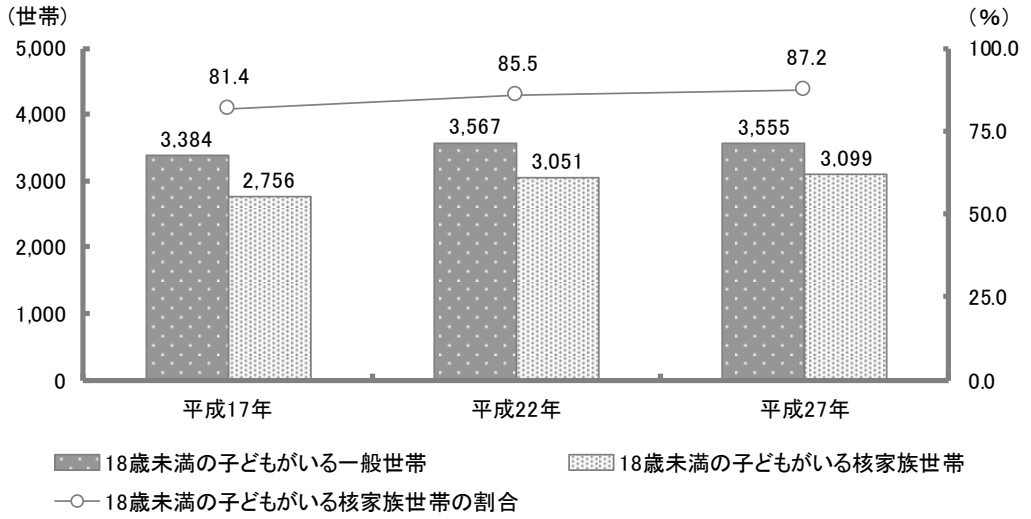

資料：国勢調査

③ 6 歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,493世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は年々減少していますが、核家族世帯の割合は増加しています。

6 歳未満の子どもがいる世帯の状況

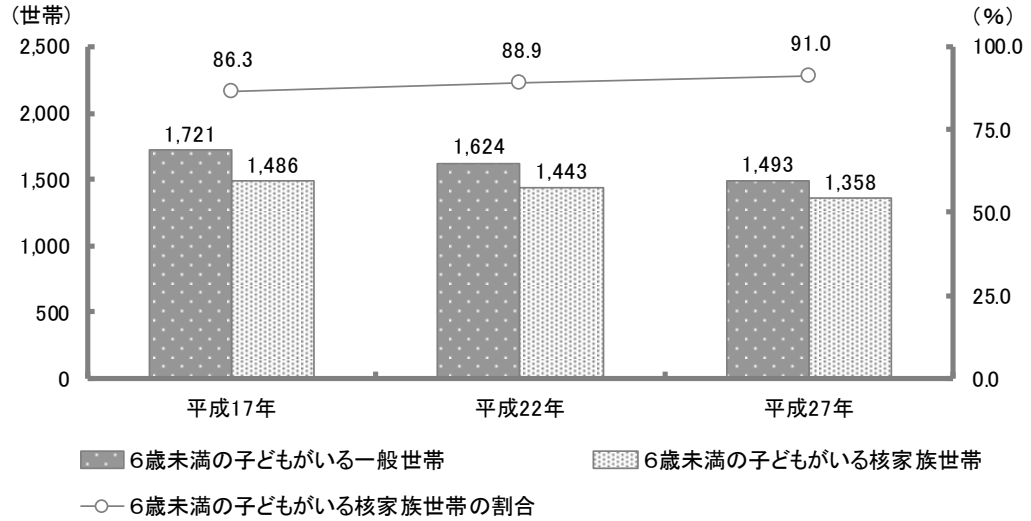

資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯数は増減しており、平成27年で184世帯となっています。一方、18歳未満の子どもがいる父子世帯数は増加しています。

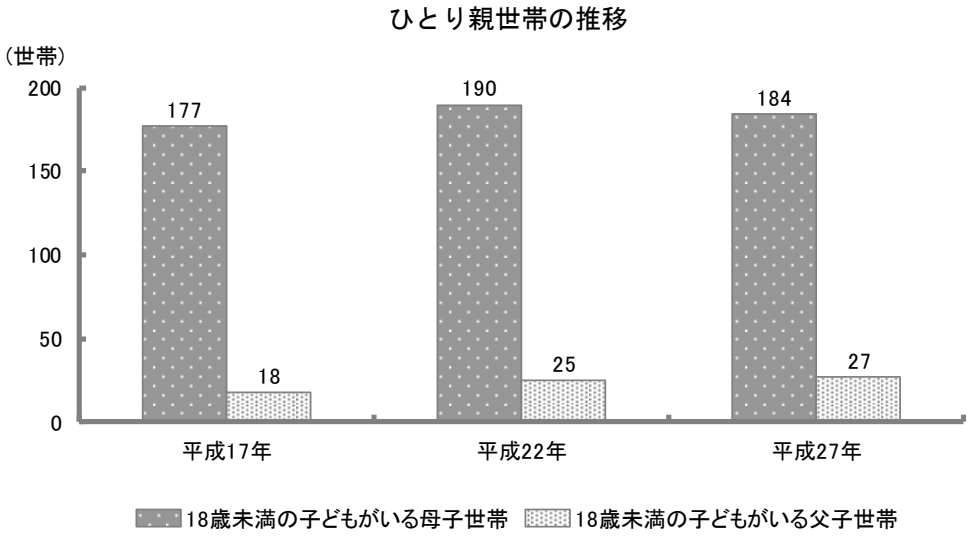

資料：国勢調査

（３）出生の状況

① 出生数の推移

本町の出生数は増減を繰り返しながら推移し、平成30年で325人と過去５年間で約5.0%減少しています。

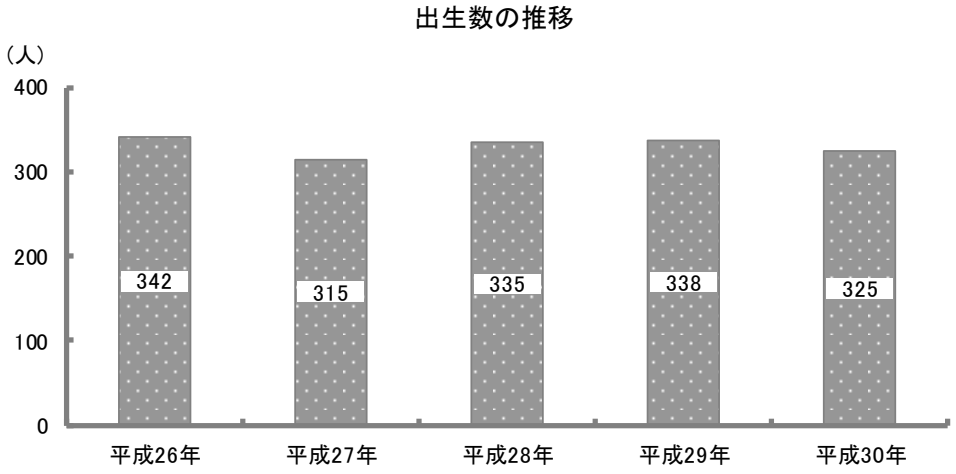

資料：愛知県衛生年報

② 母親の年齢（５歳階級）別出生率の推移

本町の母の年齢（５歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～24歳と30～34歳の出生率が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

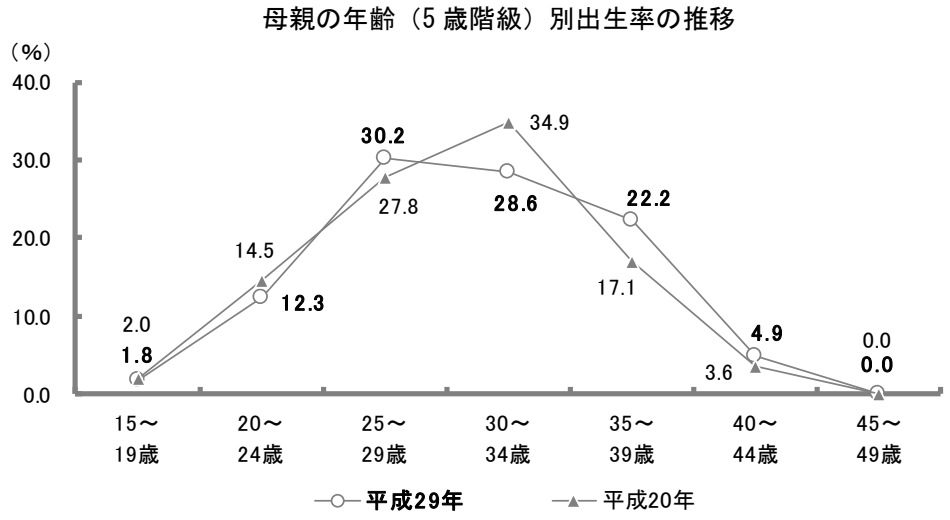

資料：愛知県衛生年報

（４）未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇しており、未婚化が進行していることがうかがえます。

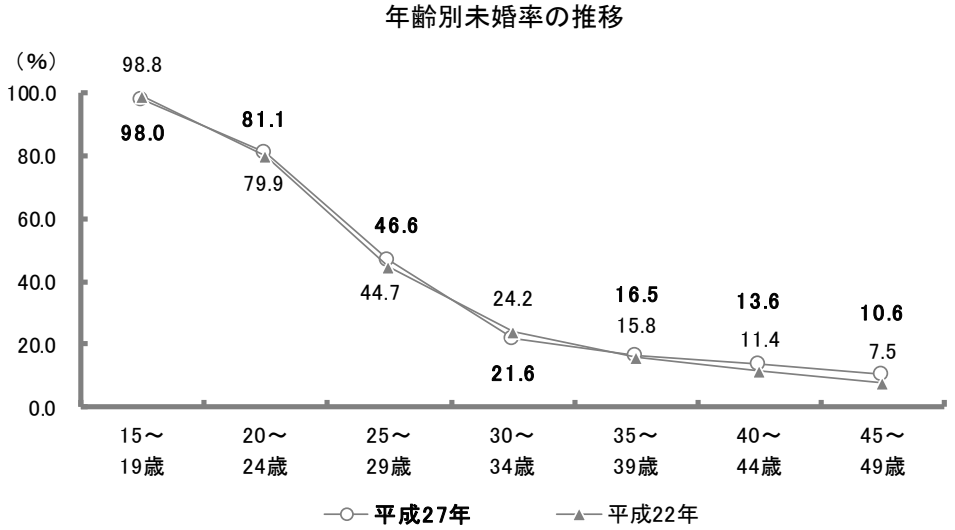

資料：厚生労働省 人口動態統計

（５）就業の状況 ・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

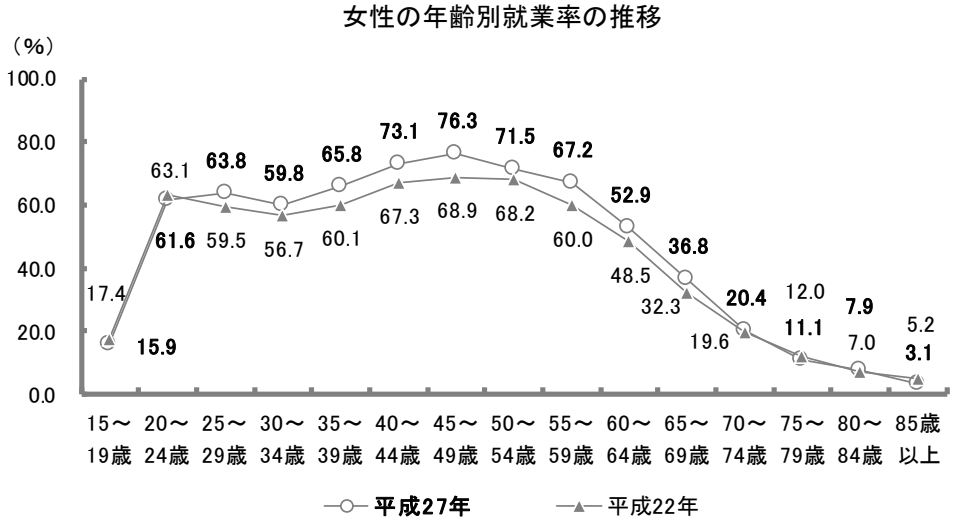

資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、35～74歳で全国、県より高いものの、25～34歳では全国、県より低くなっています。

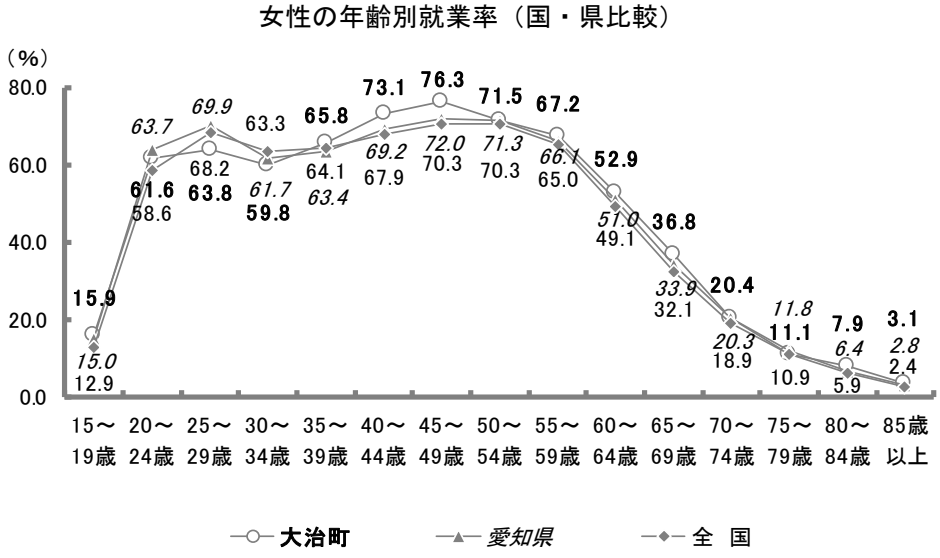

資料：国勢調査（平成 27 年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の平成27年の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

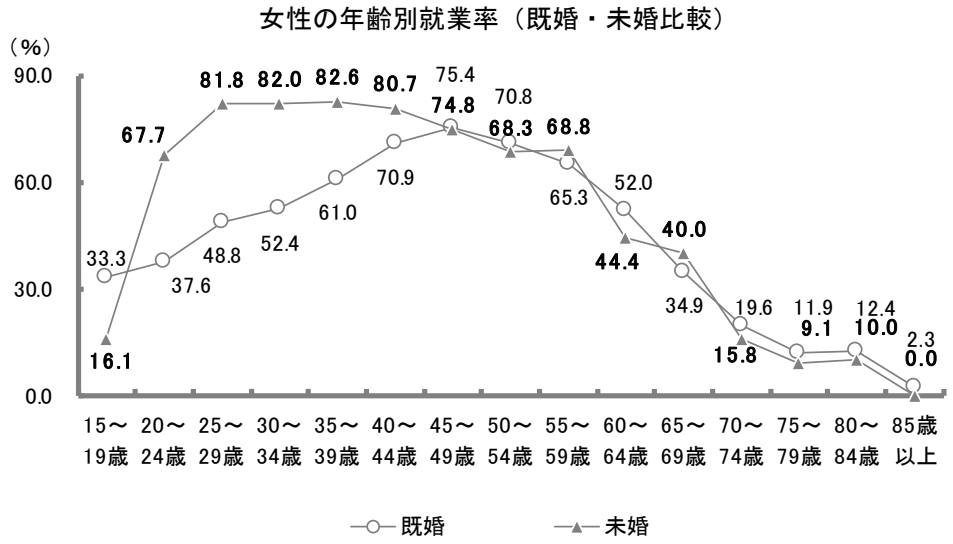

資料：国勢調査（平成 27 年）

（６）教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

本町の幼稚園の状況をみると、定員数・か所数は同数で推移しています。利用児童数は減少しており、平成30年で利用児童数は476人となっています。

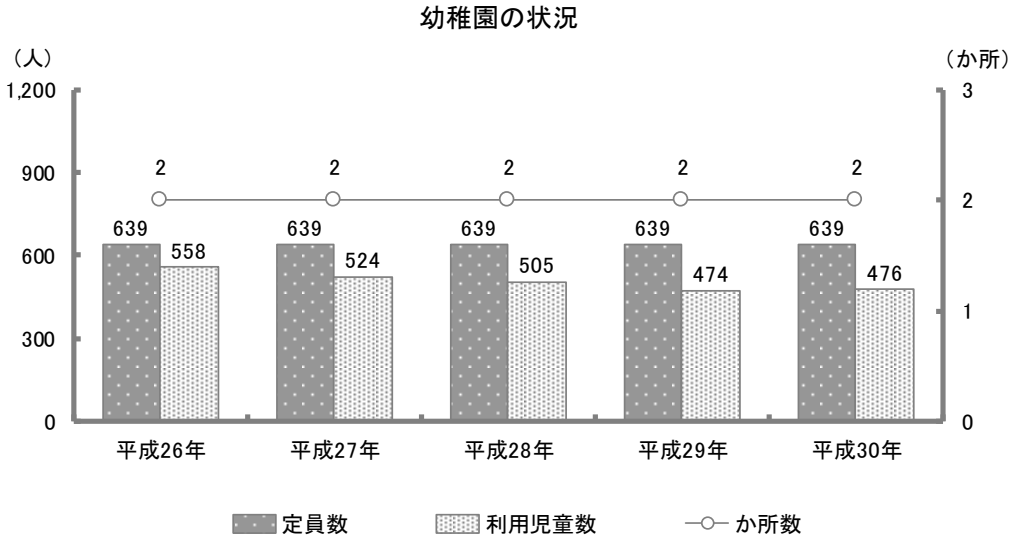

資料：町子育て支援課提供

② 保育園の状況

本町の保育園の状況をみると、定員数・か所数・利用児童数ともに増加傾向にあり、平成30年で定員数626人、利用児童数601人となっています。

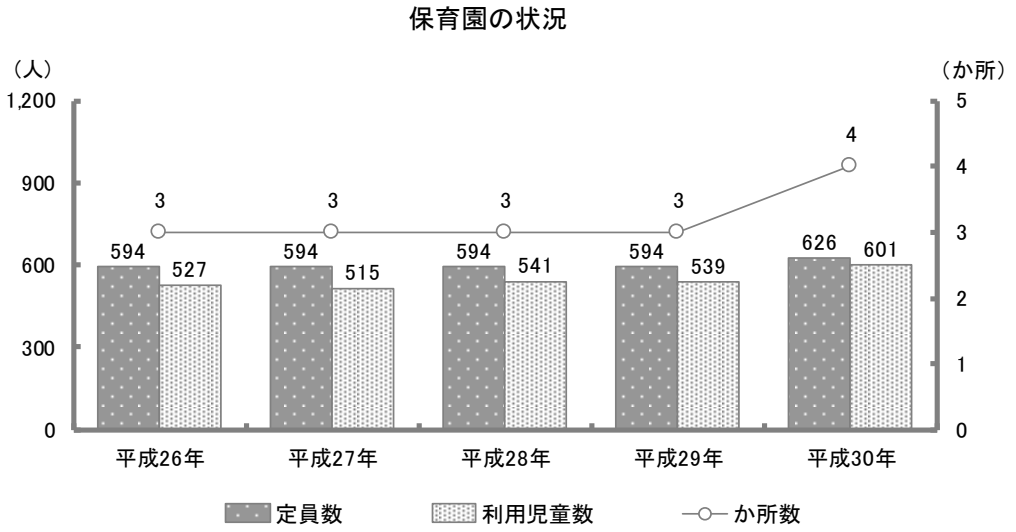

資料：町子育て支援課提供

③ 認定こども園の状況

本町の認定こども園の状況をみると、定員数は平成26年から平成27年にかけて増加しましたが、平成30年には減少し、324人となっています。また、利用児童数は減少傾向にあります。

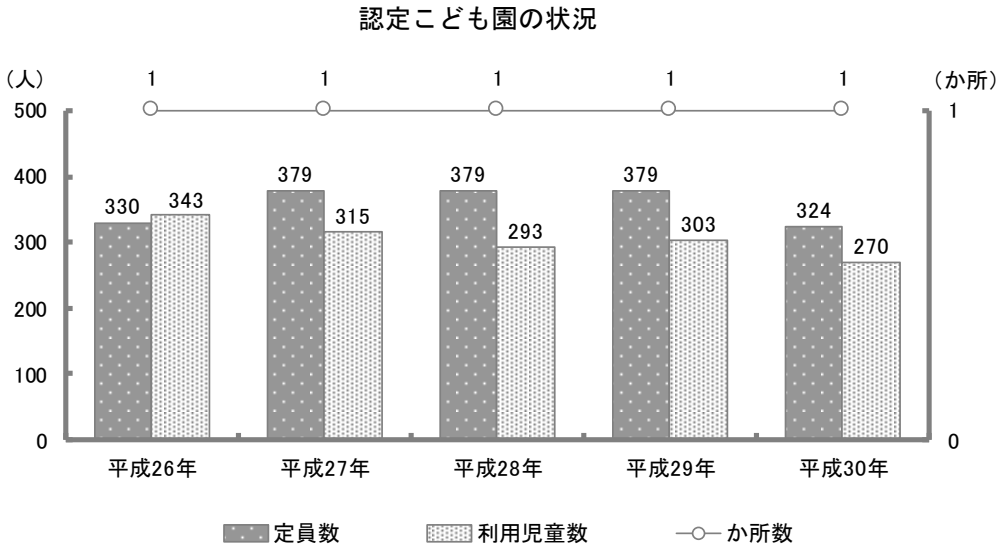

資料：町子育て支援課提供

④ 待機児童数の推移

本町の待機児童数の推移をみると、平成27年以降、待機児童は0人で推移しています。

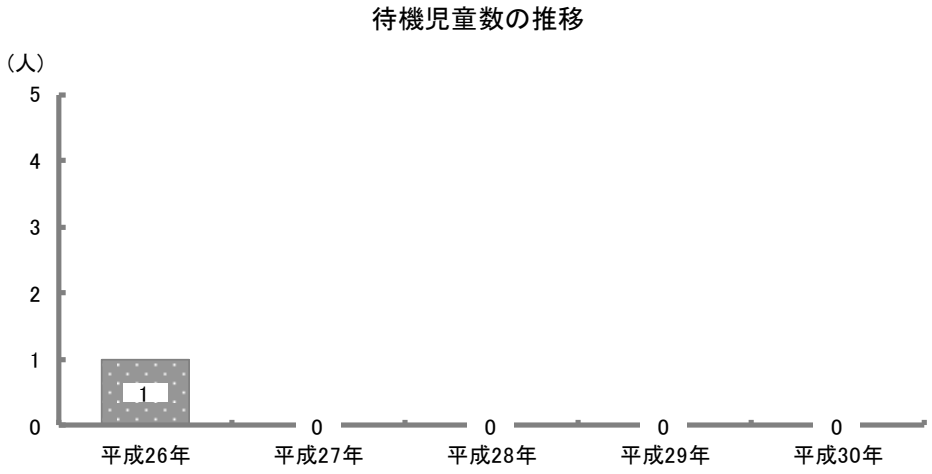

資料：町子育て支援課提供

（７）放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数は増加傾向にありますが、か所数は横ばいのままです。利用児童数は、平成30年で262人となっています。

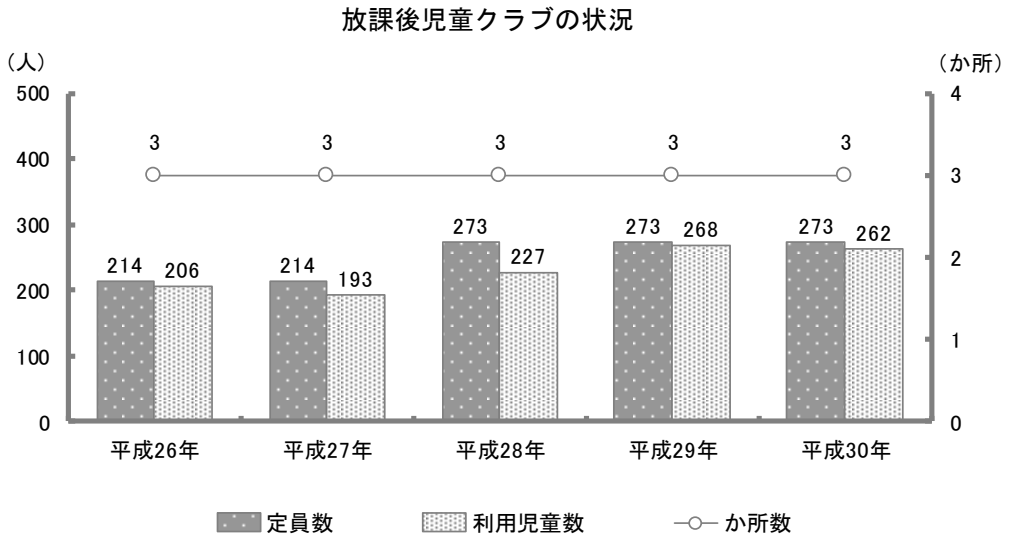

資料：町子育て支援課提供

（８）その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

本町の児童虐待通報件数は増加しており、平成30年で18人と過去５年間で約４倍になっています。

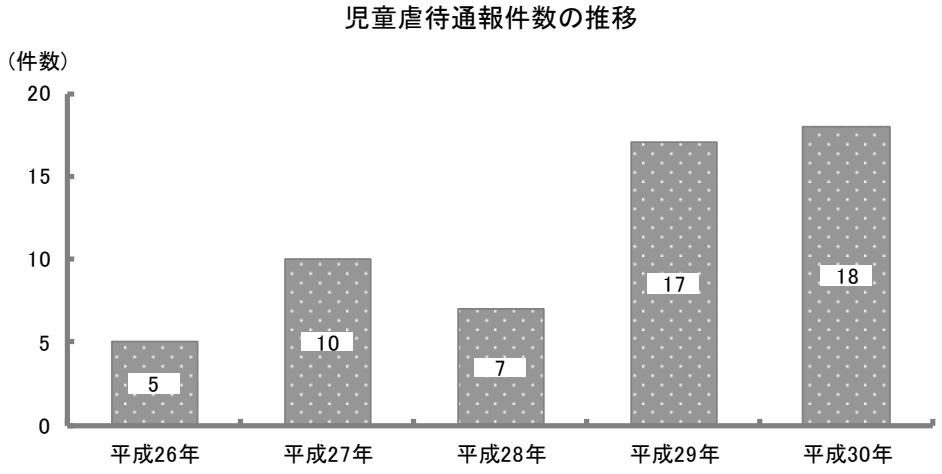

資料：町子育て支援課提供

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

本町の小学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向にあり、平成30年で認定者数が127人、認定率が6.0%となっています。

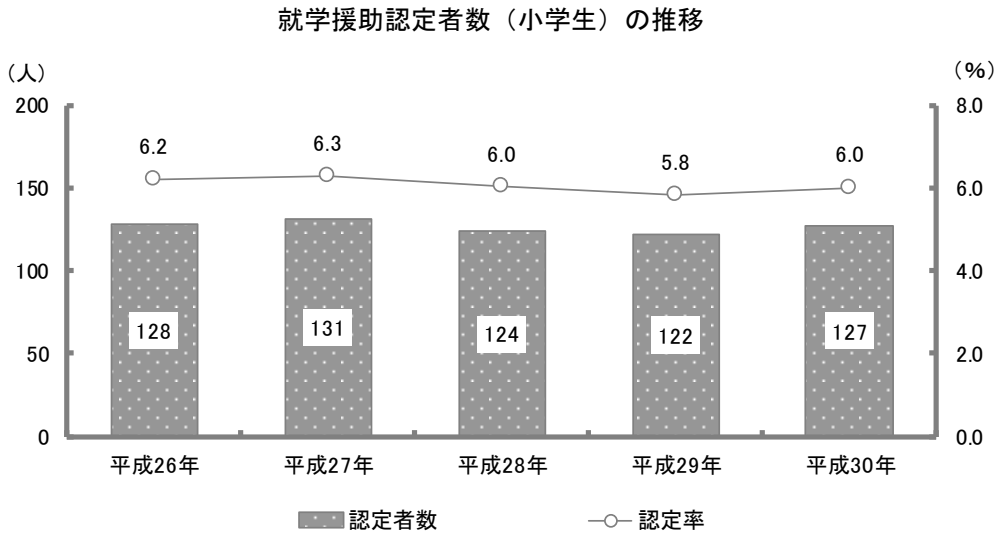

資料：町教育委員会学校教育課提供

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本町の中学生における就学援助認定者数・認定率は横ばいで推移しており、平成30年で認定者数が69人、認定率が7.1％となっています。

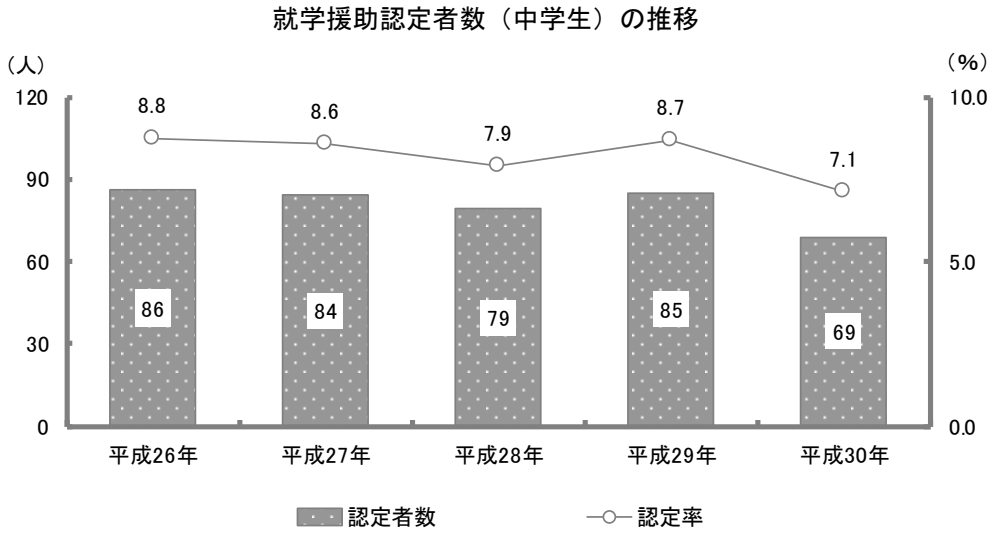

資料：町教育委員会学校教育課提供

④ 要保護児童・生徒数の推移

本町の要保護児童・生徒数は増減をしながら推移しており、平成30年で就学前の要保護児童数が25人、小学生が13人、中学生が３人となっています。

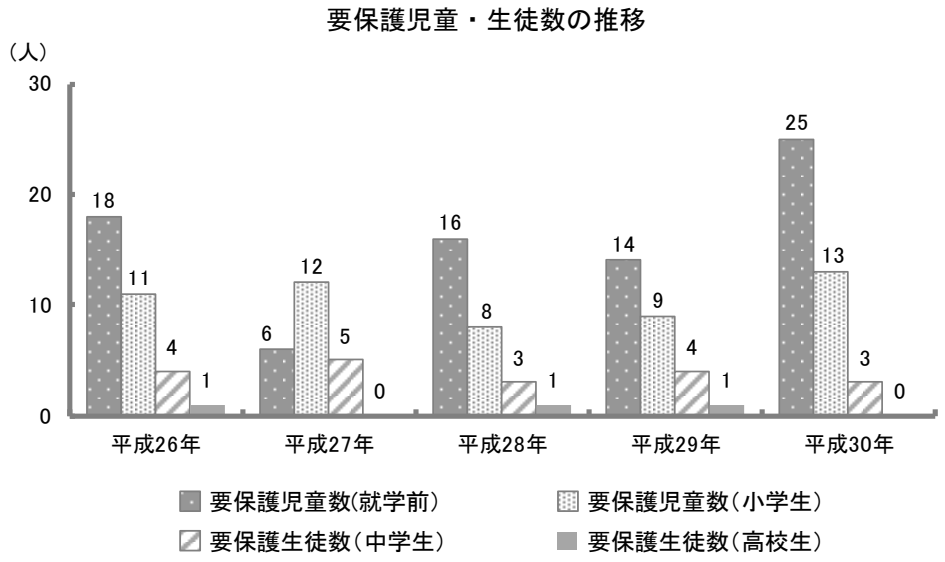

資料：町子育て支援課提供

⑤ いじめ認知件数の推移

本町のいじめ認知件数は増加傾向にあり、平成30年で41件と過去5年間で約10倍になっています。

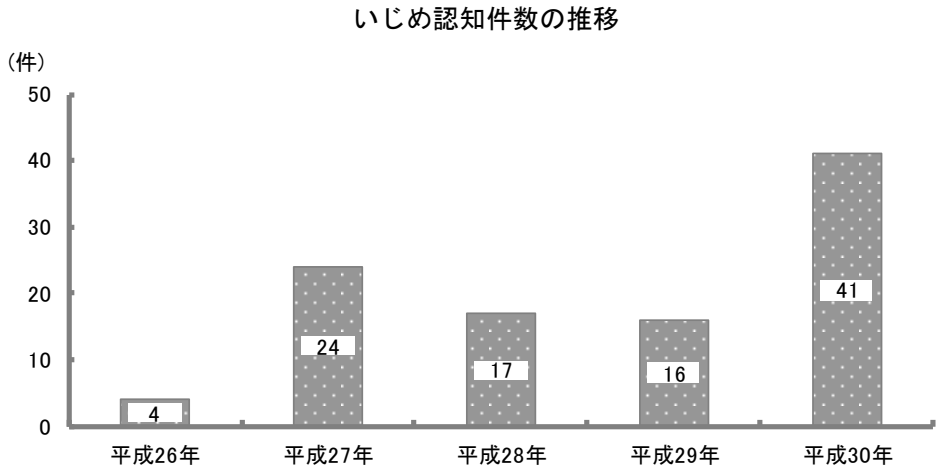

資料：町教育委員会学校教育課提供

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

本町の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、平成30年で小学生が23人、中学生は43人となっています。

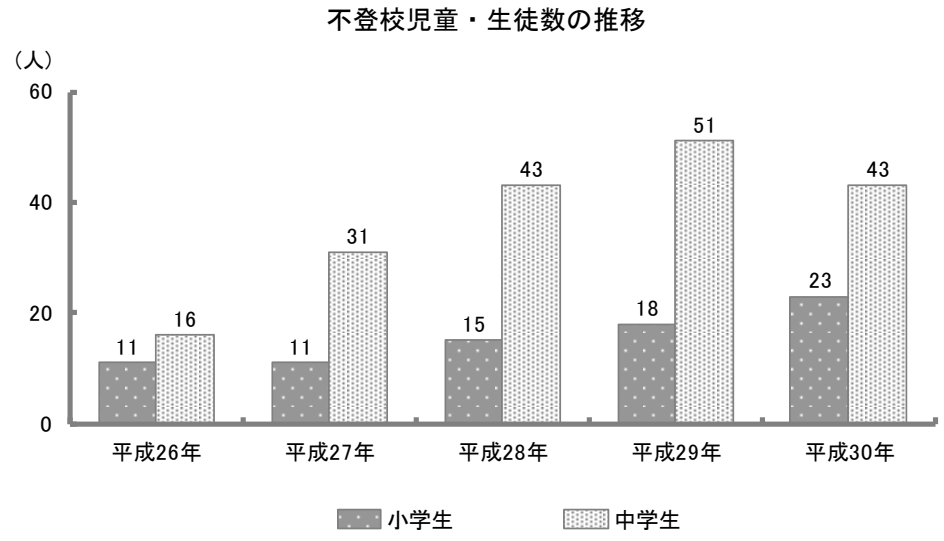

資料：町教育委員会学校教育課提供

2 アンケート調査結果からみえる現状

（1）子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 64.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 25.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が 11.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

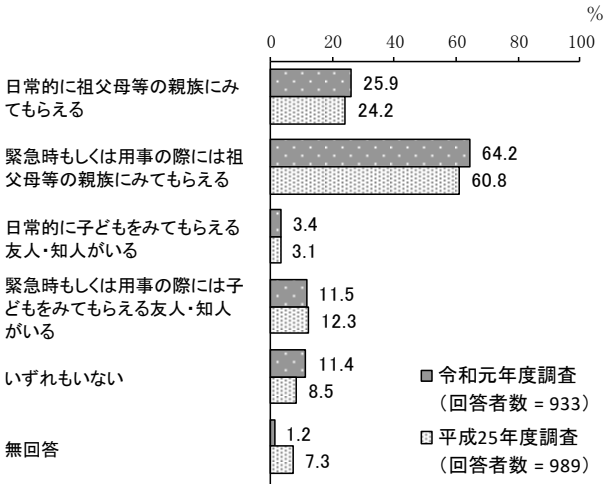

② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 40.2%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 26.1%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 22.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

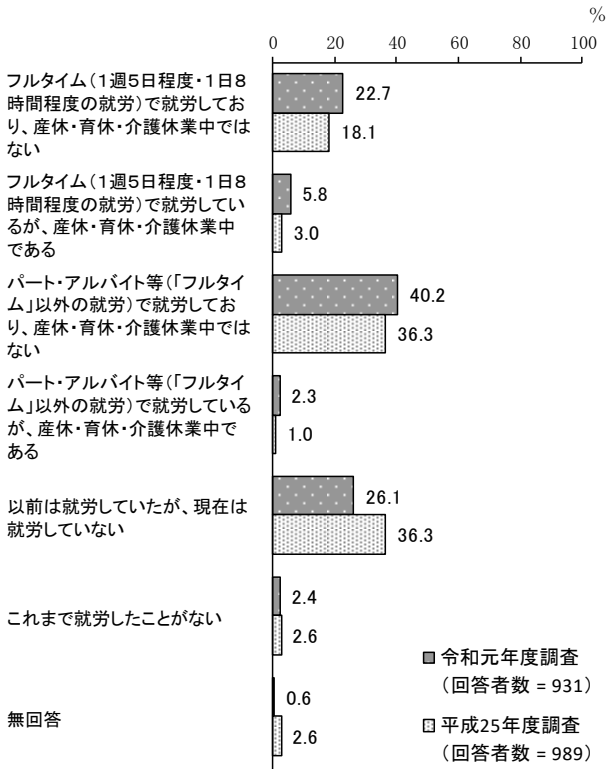

③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が52.7%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が27.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が減少しています。

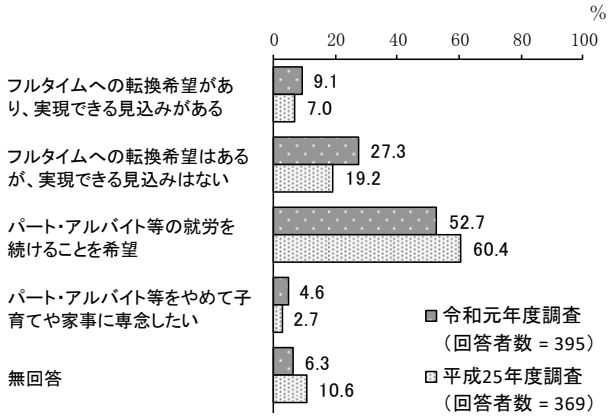

④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「１年より先、一番下の子どもが（　　）歳になったころに就労したい」の割合が42.6%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」の割合が28.3%、「子育てや家事等に専念したい（就労の予定はない）」の割合が18.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

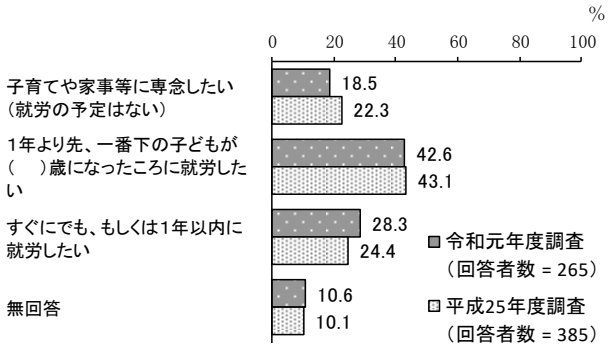

（２）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が89.9%、「利用していない」の割合が9.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。

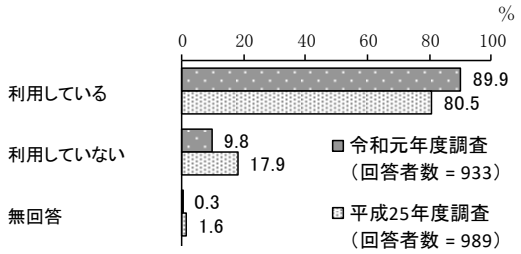

② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所（町役場に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」の割合が44.9%と最も高く、次いで「認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）」の割合が 22.8%、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」の割合が22.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所（町役場に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」「認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」の割合が減少しています。

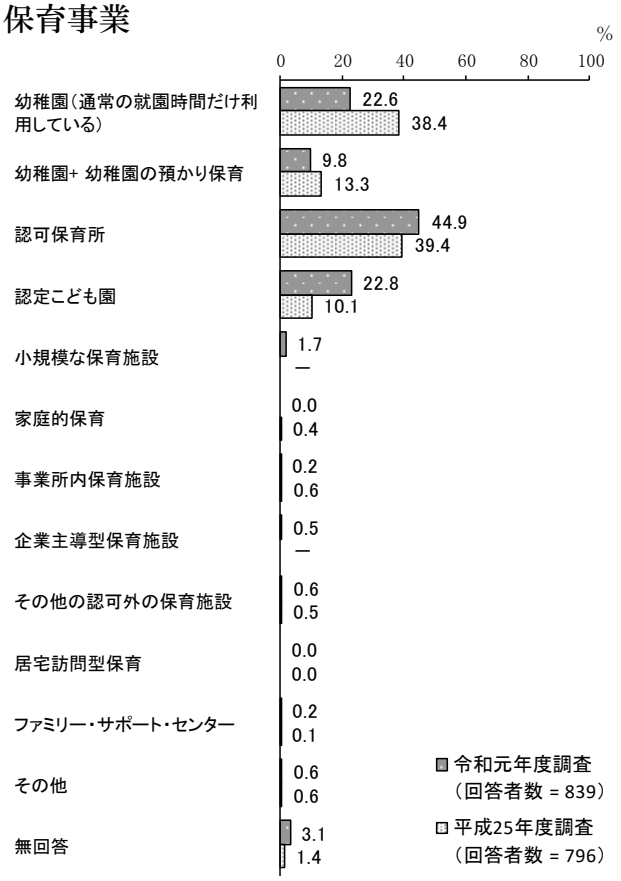

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所（町役場に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」の割合が 50.4%と最も高く、次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かってもらう）」の割合が 36.9%、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」の割合が 30.　7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「認可保育所（町役場に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」「認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」の割合が減少しています。

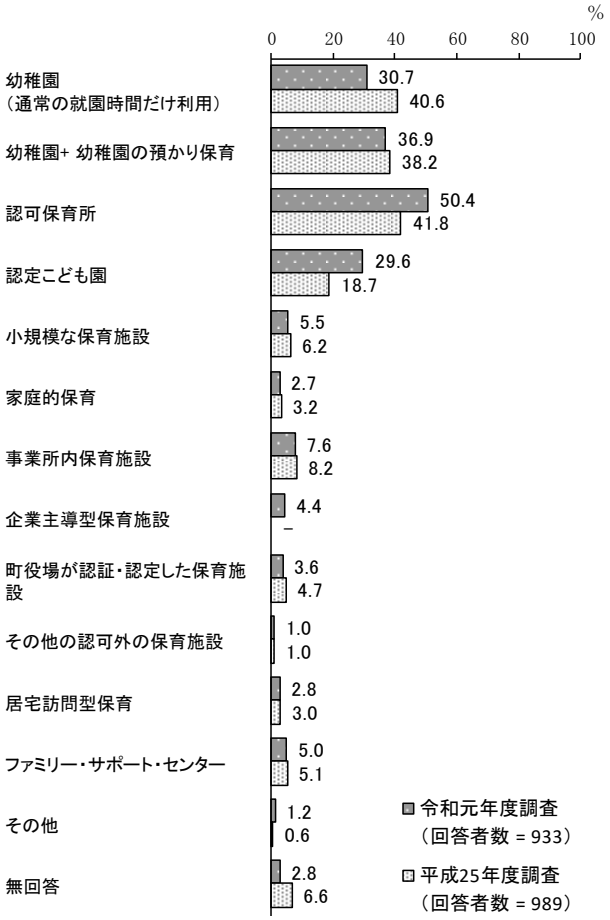

④ 教育・保育事業を利用している理由

「子育てをしている方が働いている」の割合が 64.0%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」の割合が 62.3%となっています。

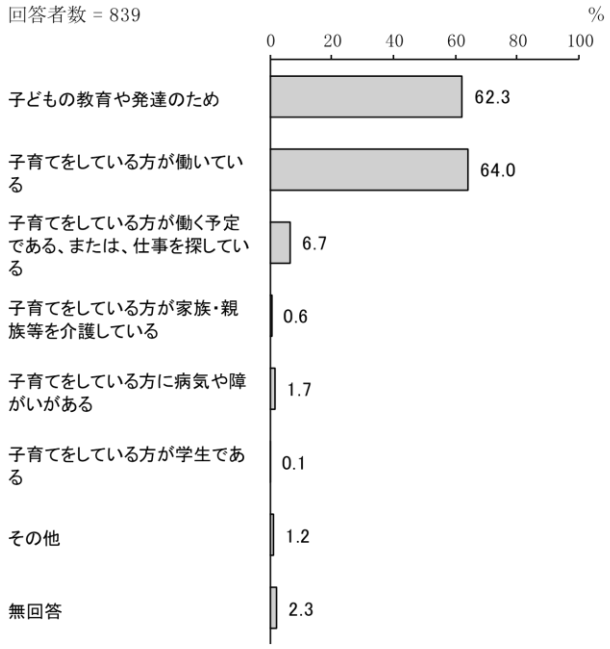

（３）地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が83.1％と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」の割合が 11.1％となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

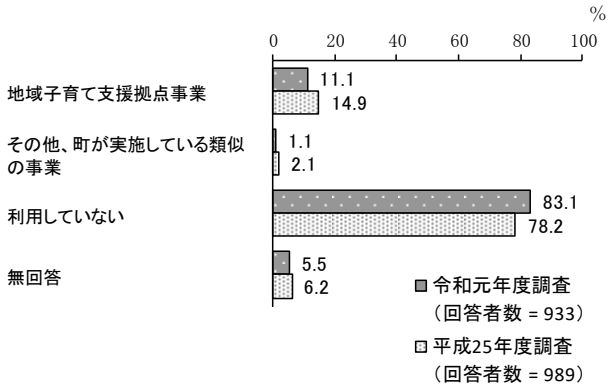

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 66.6％と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 19.8％となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。

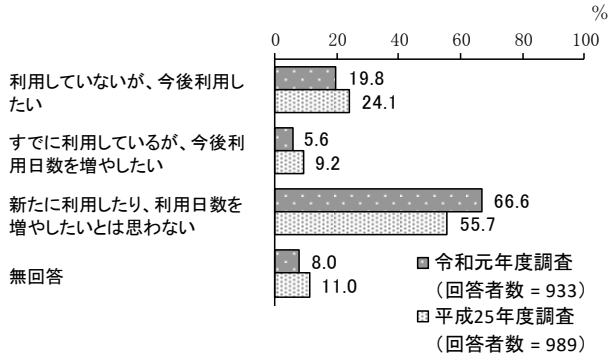

（４）病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が 70.1％、「なかった」の割合が 26.7％となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「なかった」の割合が増加しています。一方、「あった」の割合が減少しています。

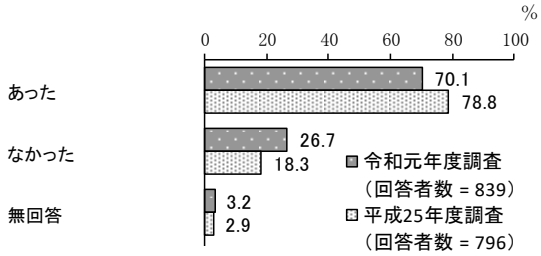

② 子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が仕事を休んだ」の割合が 77.7%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 26.9%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が 17.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」「病児・病後児の保育を利用した」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

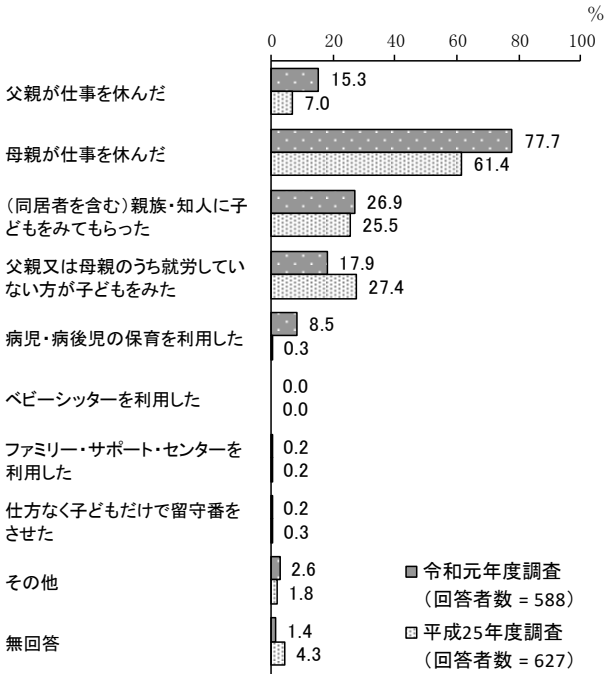

③ 病児・病後児保育施設等の利用希望

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が 44.6%、「利用したいとは思わない」の割合が 54.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が増加しています。

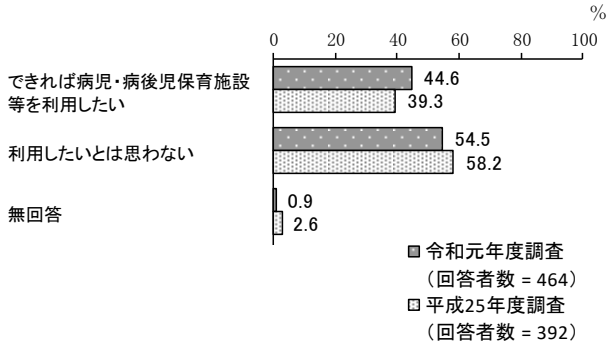

（５）一時預かり等の利用状況について

① 不定期な教育・保育事業の利用状況

「利用していない」の割合が81.1％と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。一方、「幼稚園の預かり保育」の割合が減少しています。

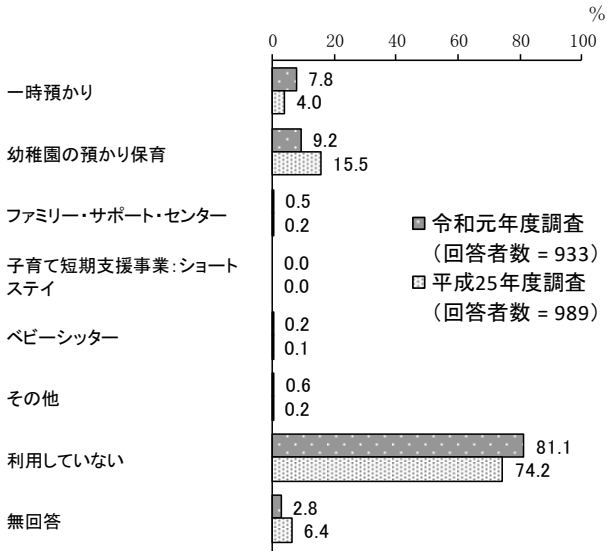

② 不定期な教育・保育事業の利用意向

「利用したい」の割合が40.9%、「利用する必要はない」の割合が53.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

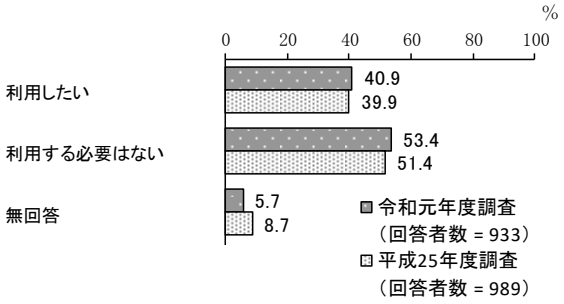

③ 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が 18.5%、「なかった」の割合が 78.8%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

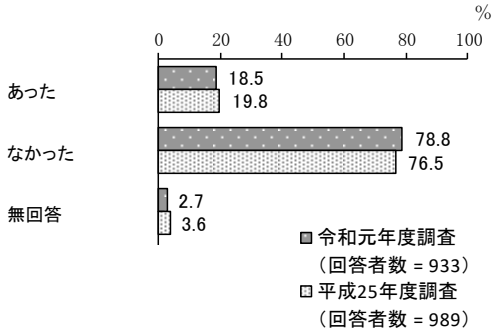

<あった場合の対処方法>

「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が 87.3%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が 13.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が増加しています。

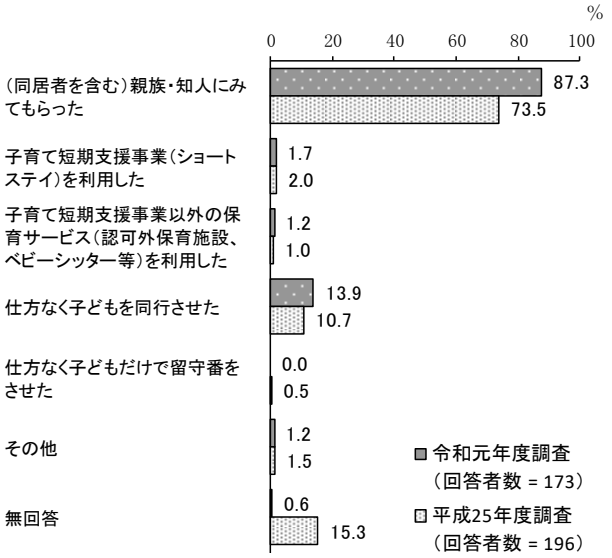

（６）小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 54.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」の割合が 45.9%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 41.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。

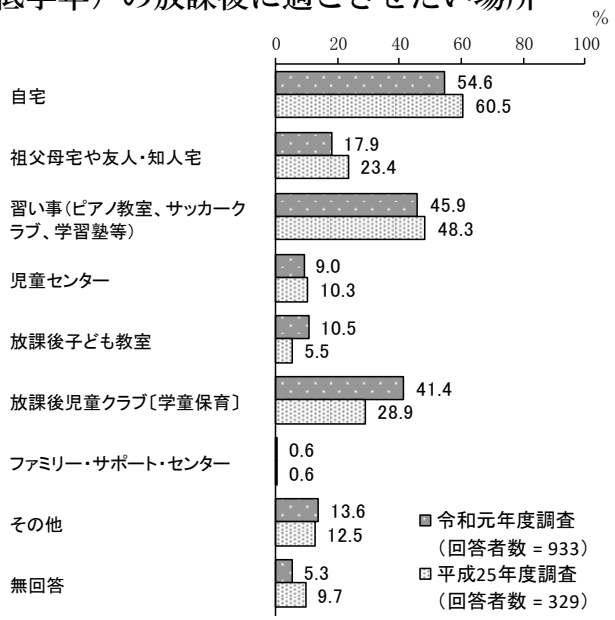

② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 63.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」の割合が 59.1%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 29.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。

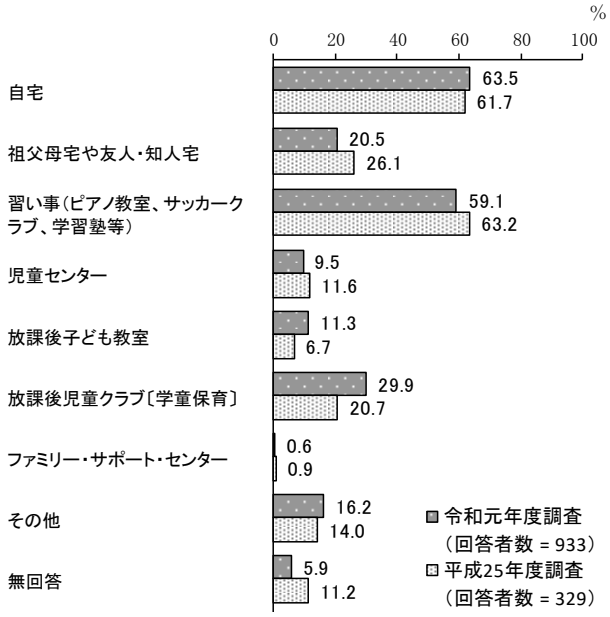

③ 就学児童保護者の小学校就学後の学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況

「利用していない」の割合が 78.6%と最も高く、次いで「週４日以上利用している」の割合が 13.1%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

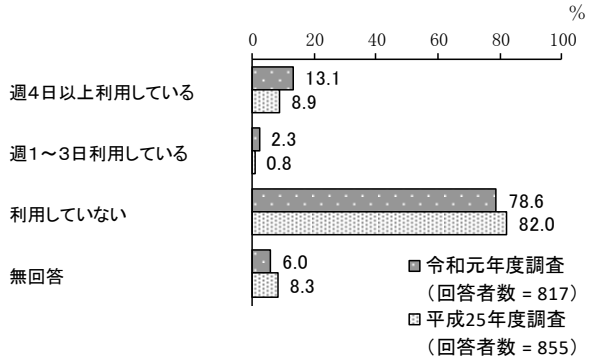

（７）育児休業制度の利用状況について

① 母親の利用状況

「働いていなかった」の割合が 47.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が 34.4%、「取得していない」の割合が 16.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

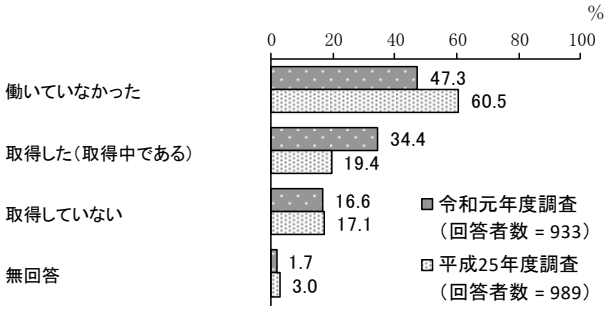

② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するために退職した」の割合が 34.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が 16.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が 15.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「仕事に戻るのが難しそうだった」「子育てや家事に専念するために退職した」の割合が減少しています。

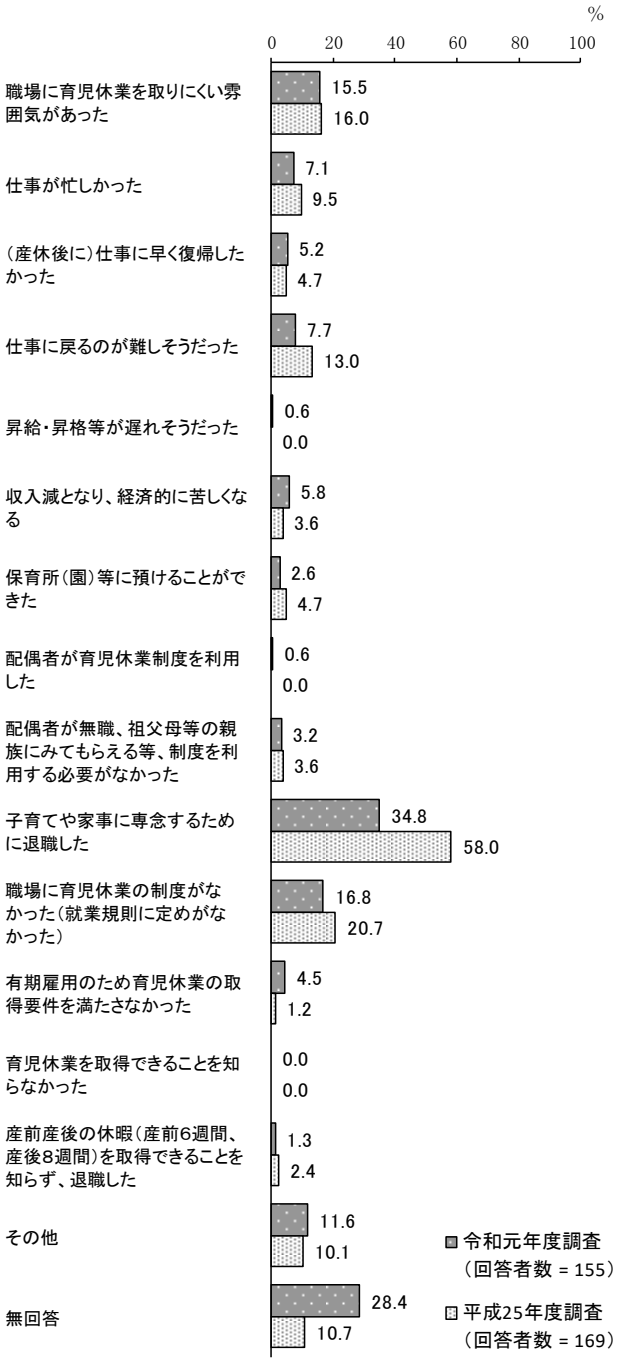

③ 育児休業を短縮した理由

「希望する保育所に入るため」の割合が 44.1%と最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があった」の割合が 27.9%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が 24.3%となっています。

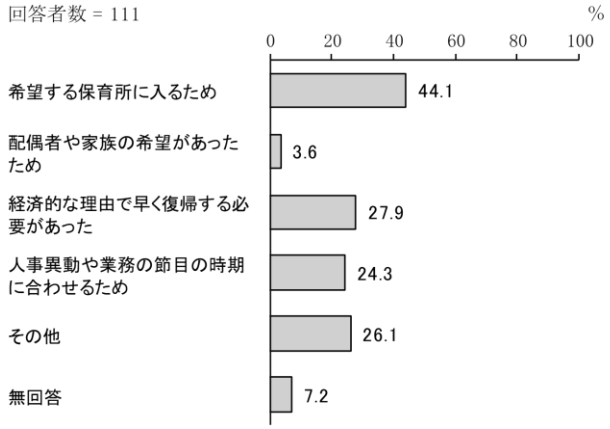

（８）相談の状況について

① 就学前児童保護者が気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 94.5%、「いない／ない」の割合が 4.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

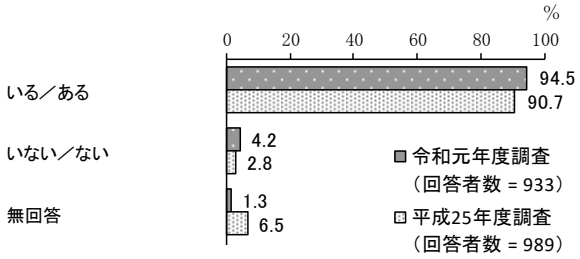

② 就学児童保護者が気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 92.9%、「いない／ない」の割合が 6.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

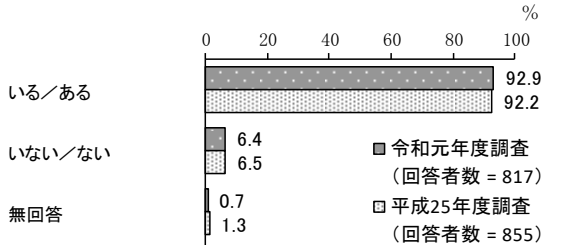

③ 就学前児童保護者が気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が81.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 79.8%、「保育士」の割合が 21.8%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「保育士」の割合が増加しています。

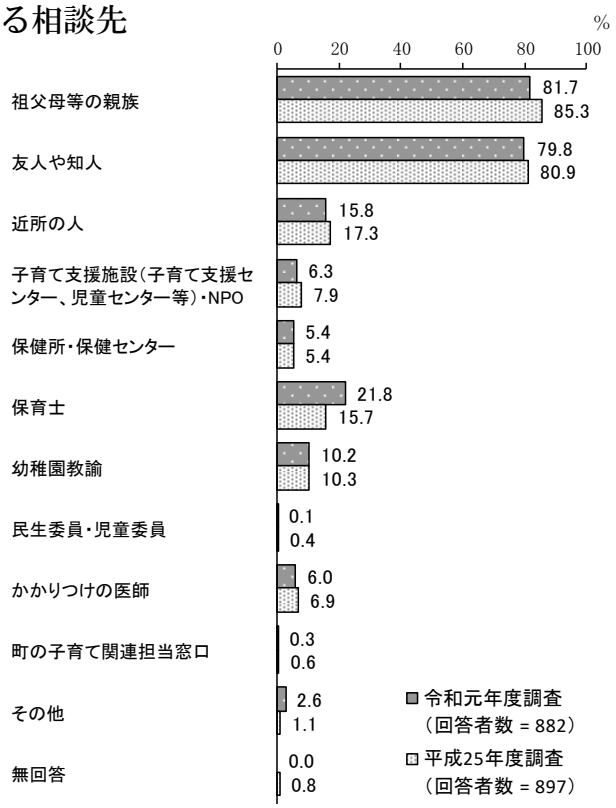

④ 就学児童保護者が気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が 83.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が 79.7%、「近所の人」の割合が 21.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

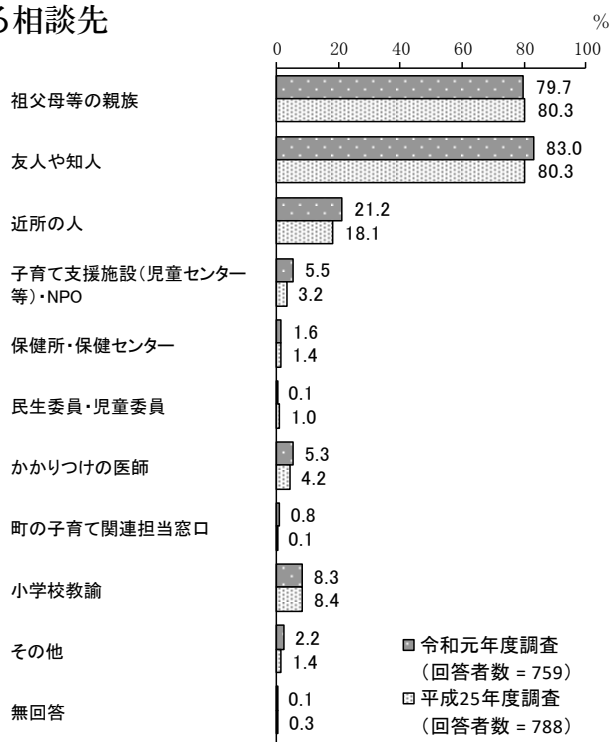

（９）子育て全般について ・・・・・・・

①就学前児童保護者の大治町における子育ての環境や支援の満足度

「⑥子育てに伴う経済的支援」で平均点が 3.20 と最も高く、次いで「③子育てに必要な情報」が 3.12、「⑦保育サービス」が 3.03 となっています。

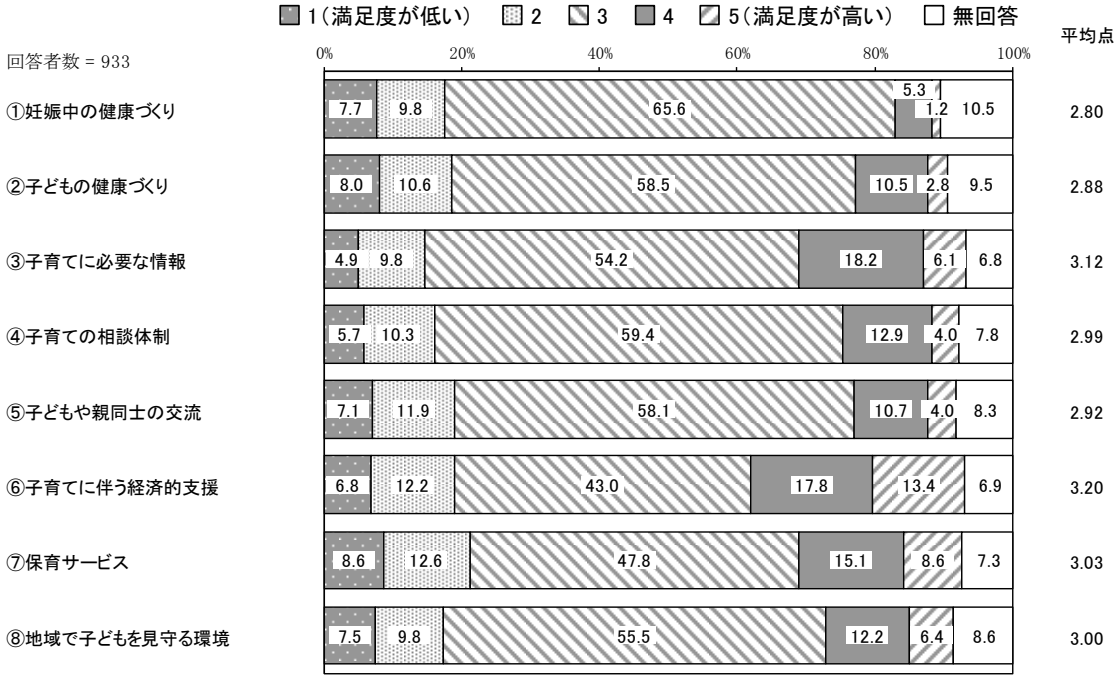

② 就学児童保護者の大治町における子育ての環境や支援の満足度

「⑧地域で子どもを見守る環境」の平均点が 3.25 と最も高く、次いで「⑥子育てに伴う経済的支援」が 3.13、「③子育てに必要な情報」が 3.10 となっています。

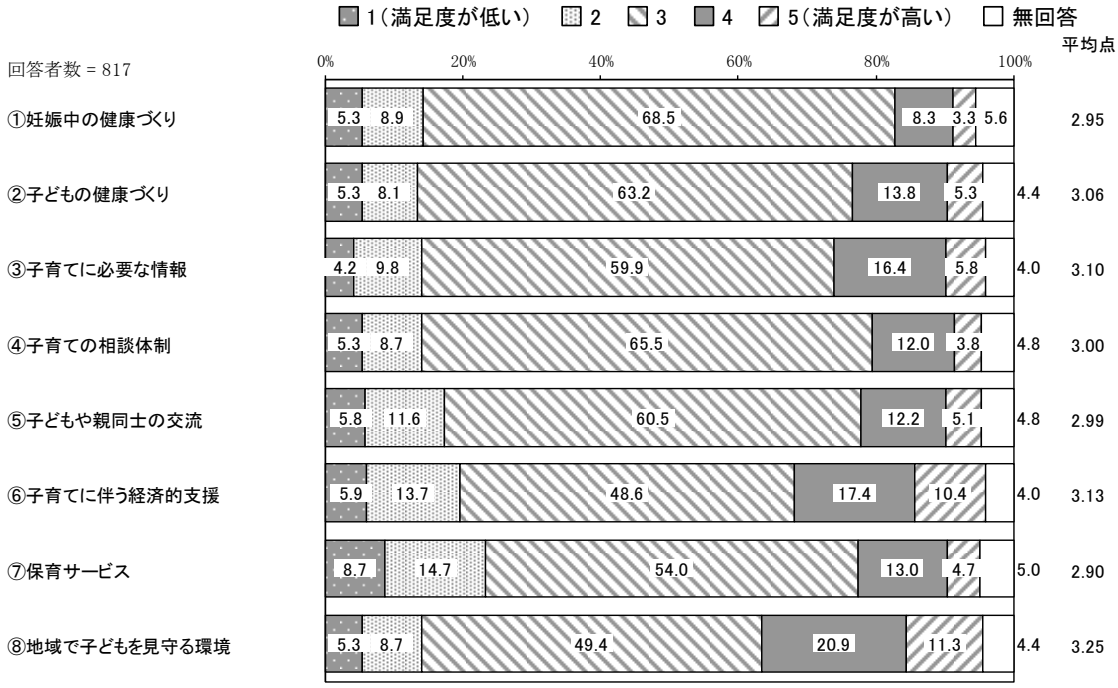

３　第２期計画策定に向けた課題

「大治町子ども・子育て支援事業計画」の基本目標ごとに大治町の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

（１）「教育・保育」について

国においては、令和元年10月から就学前教育（幼児教育・保育）の無償化が実施されており、保育ニーズが今後高まっていくことが予測されます。

大治町では、女性の就業率の上昇を背景に、保育園児童数の増加がみられていますが、待機児童については0人を維持しています。

アンケート調査結果をみると、利用したい教育・保育事業として認可保育所や認定こども園を望む声が大きくなっています。また、保護者の就労希望をみると、母親ではパートタイム等からフルタイムへの転換見込みのある人や、今後就労を希望する保護者がみられ、今後保育を必要とする家庭が増加していくことが想定されます。

このような保育ニーズの高まりに対応できるよう、大治町においても、新制度未移行幼稚園の認定こども園化などを含めた対応を検討し、今後も引き続き待機児童０人を維持し、教育・保育の量を確保していくことが必要です。

さらに、アンケート調査結果から、教育・保育事業を利用している理由として「子どもの教育や発達のため」が６割以上となっており、教育・保育事業の質の面についても、保護者のニーズが高いことがうかがえます。保護者が安心して子どもを預けることができるよう、幼児教育・保育関係者のスキル及び専門性の向上など、量の確保とともに質の向上を図ることが重要です。

（２）「地域子ども・子育て支援事業」について

女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加から、教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。妊娠・出産期の子育て家庭を支援するため、大治町では、乳児家庭全戸訪問事業や妊産婦健康診査の実施など、妊産婦や子育て家庭への支援に取り組んでいますが、妊娠、出産、産後の子育てにおいては、子どもの病気や育児などの不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を引き続き実施することが必要です。

また、アンケート調査結果から、日常的に子どもをみてもらえる親族がいる方が２割半ばとなっている中、不定期の教育・保育事業の利用意向は４割と一時預かりを求

める声が高くなっています。一時預かりを利用する目的は、買い物やリフレッシュ、通院、不定期の就労等、様々であり、こうした子育て家庭の状況に対応できるよう一時預かり等の保育事業の充実を図る必要があります。

さらに、子どもが病気やけがで通常の教育・保育事業を利用できなかった人で、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望する人が就学前児童保護者で４割を超えています。大治町では、病児・病後児保育事業での対応を進めていますが、今後も病児・病後児保育を含めた、多様なニーズに対応していくことが重要です。

加えて、就学前の保育ニーズの上昇から、就学後の子どもが安全・安心に放課後を過ごす場所へのニーズも高まっていることが推測され、アンケート調査では、低学年での放課後の過ごし方について、就学前児童保護者で「放課後児童クラブ」を希望する人が約４割となっており、今後も適切なニーズを把握していく必要があります。

（３）「子育て支援に係る施策」について

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然として低いままであることが問題となっています。また、母親の育児休業の取得は進んでいるものの、希望する保育所に入るために、仕事へ早期復帰している現状があり、アンケート調査からも、４割を超える方が希望する保育園に入るために希望より早く職場に復帰しています。働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

また、児童虐待通報件数は増加傾向にあり、虐待が疑われる事案が発生しています。子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

さらに近年、障がいのある児童に対して、障がいの状況に応じた支援が求められており、今後も、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等について、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

加えて、国においては、ひとり親（特に母子世帯）における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすいわゆる「子どもの貧困」が問題となっており、本町におけるひとり親家庭も増加傾向にあります。支援を必要とする家庭を、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。

第３章　計画の基本理念、基本目標

1　基本理念

「第１期大治町子ども・子育て支援事業計画」では、「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てできるまち」を理念に、「子ども・子育て支援法」及び「基本指針」に基づき、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できることをめざし、計画を推進してきました。

本計画においても、これまで実施してきた各種施策をさらに推進するために、「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てできるまち」の基本理念を引き継ぎ、これからの大治町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざします。

基　本　理　念

すべての子どもが健やかに育ち、

みんなで子育てできるまち

2 基本的な視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取組を進めます。

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、発達段階に応じた子どもとの関わり方等（基本的な生活習慣の形成、自己肯定感の獲得、子ども同士の体験活動の充実、善悪の判断や規範意識の基礎の形成、情操の涵養（かんよう））に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

３　基本目標

（１）子どもの人権を尊重し、その「最善の利益」の実現をめざします。　・・・

子どもが権利を持つ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取組や、その権利擁護について広く町民のみなさんに周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

（２）すべての子ども・子育て家庭を支援します。　・・・・・・・

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

障がいのある児童、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、教育関係機関、保健・福祉関係機関、医療関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。「子どもの貧困」についても、国が示す方向性や社会の動向を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減のための支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

（３）社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援を提供していきます。　・・・

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

4 施策の体系

［ 基本理念 ］　［ 基本目標 ］　［ 施策の方向性 ］

すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てできるまち

- 1　子どもの人権を尊重し、その「最善の利益」の実現をめざします。
  - （１）放課後児童健全育成事業（学童保育所）
  - （２）子育て短期支援事業（ショートステイ）
  - （３）地域子育て支援拠点事業
  - （４）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
  - （５）利用者支援事業
  - （６）妊産婦健康診査事業
  - （７）乳児家庭全戸訪問事業
  - （８）養育支援訪問事業
- 2　すべての子ども・子育て家庭を支援します。
  - （１）産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保
  - （２）児童虐待の防止
  - （３）ひとり親家庭の自立支援の推進
  - （４）障がい児等の支援
  - （５）「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進
- 3　社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援を提供していきます。
  - （１）教育事業
  - （２）保育事業
  - （３）時間外保育事業
  - （４）一時預かり事業
  - （５）病児・病後児保育事業
  - （６）子育て援助活動支援事業【再掲】（ファミリー・サポート・センター事業）

第４章　量の見込みと確保方策

1　教育・保育提供区域の設定

（１）教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めることとなっています。

（２）本町における教育・保育提供区域

本町の地域特性として、町域は東西2.4km、南北3km、面積6.59㎢ で、名古屋市中村区の西部、中川区の北部に位置し、北部と西部はあま市に隣接しています。

町の東側には一級河川の庄内川と新川、西側には二級河川の福田川が南北に流れており、濃尾平野の南西部にあたるため、平坦な土地となっています。このような地域特性のもと、認可保育所は町内全域に、幼稚園についても人口の多い地域を中心にバランスよく配置されています。

本町は、山間集落のように地理的に分断されていたり、大きな河川等で町民の移動が大幅に妨げられているような交通事情もなく、町内全域を30分程度で移動できるため、教育・保育をはじめとした主要事業について、「町全域」を一つの提供区域とします。

２　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業量の推計の考え方

（１）「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【　教育・保育の量の見込み　】

	対象事業	（認定区分）		対象家庭
1	**教育標準時間認定**	幼稚園 認定こども園	１号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭
2	**保育認定**	幼稚園	２号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭
3	**保育認定**	認定こども園 保育所 地域型保育	３号認定	

【　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み　】

	対象事業	対象家庭
1	**時間外保育事業**	ひとり親家庭、共働き家庭
2	**放課後児童健全育成事業**	ひとり親家庭、共働き家庭
3	**子育て短期支援事業**（ショートステイ）	すべての家庭
4	**地域子育て支援拠点事業**	すべての家庭
5	**一時預かり事業**（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭
	一時預かり事業（その他）	ひとり親家庭、共働き家庭
6	**病児・病後児保育事業**	ひとり親家庭、共働き家庭
7	**子育て援助活動支援事業**（ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭
8	**利用者支援事業**	すべての家庭
9	**妊産婦健康診査事業**	すべての妊産婦
10	**乳児家庭全戸訪問事業**	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭
11	**養育支援訪問事業**	養育支援訪問事業を必要とする家庭

（２）推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童を持つ保護者と小学生児童を持つ保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性との整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

【 家庭類型について 】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、１・２・３号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためアンケート調査結果をもとに、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプＡからタイプＦまでの８種類に類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

<table>
<tr><th rowspan="2">母親
父親</th><th rowspan="2">ひとり親</th><th rowspan="2">フルタイム就労（産休・育休含む）</th><th colspan="3">パートタイム就労（産休・育休含む）</th><th rowspan="2">未就労</th></tr>
<tr><th>120 時間以上</th><th>120 時間未満 64 時間以上</th><th>64 時間未満</th></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親</td><td>タイプA</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">フルタイム就労（産休・育休含む）</td><td rowspan="5"></td><td>タイプB</td><td colspan="2">タイプC</td><td>タイプC’</td><td rowspan="5">タイプD</td></tr>
<tr><td rowspan="3">パートタイム就労（産休・育休含む）</td><td>120 時間以上</td><td>タイプC
《保育の必要性あり》</td><td colspan="2">タイプE</td><td rowspan="3">タイプE’
《保育の必要性なし》</td></tr>
<tr><td>120 時間未満 64 時間以上</td><td rowspan="2">タイプC’</td></tr>
<tr><td>64 時間未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">未就労</td><td colspan="4">タイプD</td><td>タイプF</td></tr>
</table>

タイプＡ　：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
タイプＢ　：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプＣ　：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部 ）
タイプＣ’：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）
タイプＤ　：専業主婦（夫）家庭
タイプＥ　：パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋64 時間～120 時間の一部）
タイプＥ’：パートタイム共働き家庭（就労時間：少なくともいずれかが月 64 時間未満＋64 時間～120 時間の一部）
タイプＦ　：無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

３　人口の見込み

「子ども・子育て支援事業計画」で定めるサービスの対象となる、０歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年までの3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

０歳から５歳までの子どもの将来推計は、令和２年をピークに減少傾向となっていくことが見込まれます。

年齢	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
０歳	325人	325人	325人	323人	323人
１歳	296人	345人	345人	345人	343人
２歳	358人	298人	348人	348人	348人
３歳	318人	352人	292人	341人	341人
４歳	382人	320人	354人	294人	343人
５歳	343人	379人	319人	352人	293人
６歳	347人	344人	380人	320人	353人
７歳	345人	347人	345人	381人	320人
８歳	368人	345人	347人	345人	381人
９歳	361人	370人	346人	348人	347人
10歳	341人	363人	372人	348人	350人
11歳	354人	341人	364人	373人	349人

※　コーホート変化率法：同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

① 年齢別就学前児童数の推計

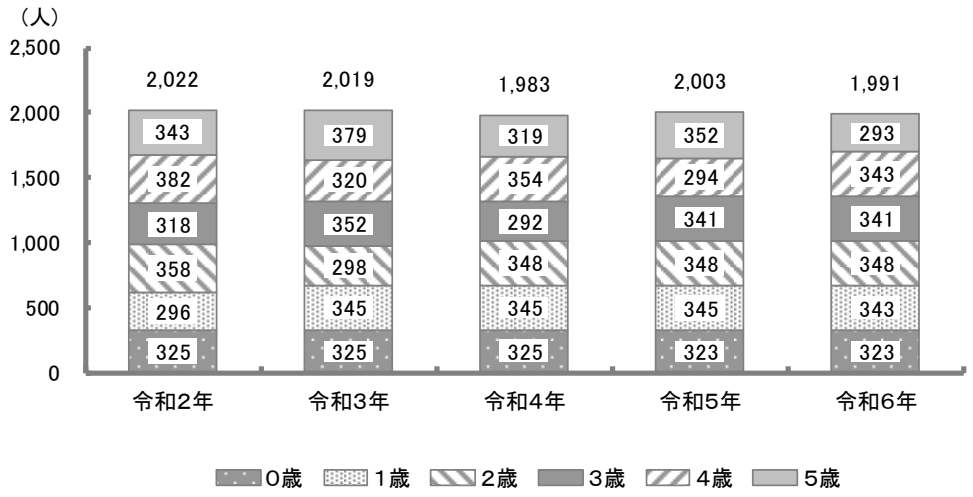

② 年齢別就学児童数の推計

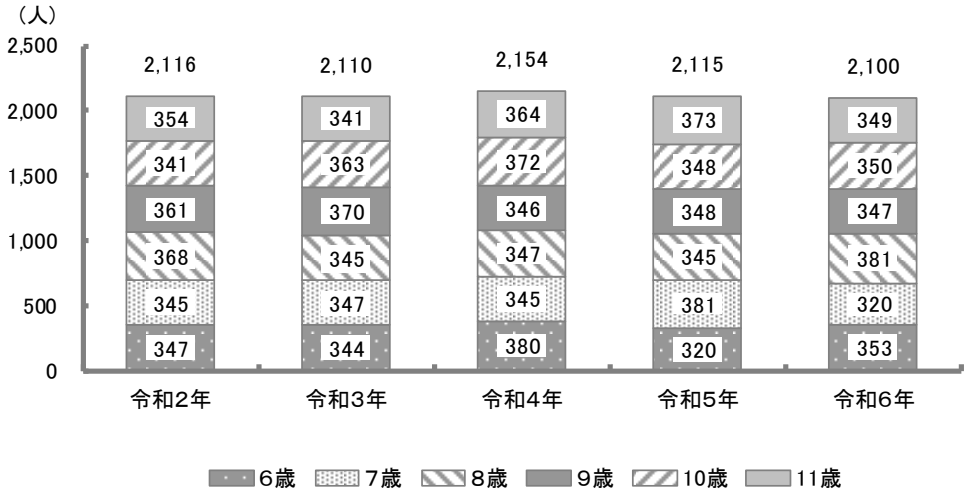

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

（１）保育の必要性の認定区分

国から示された基本方針に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

認定区分	認定の内容	対象事業
１号認定 （教育標準時間認定）	満３歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
２号認定 （満３歳以上・保育認定）	満３歳以上の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	幼稚園 保育所 認定こども園
３号認定 （満３歳未満・保育認定）	満３歳未満の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育

① 教育事業【１号認定・２号認定（教育）】

１号認定及び幼児期の学校教育の利用の希望が強い２号認定については、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園）及び新制度未移行の幼稚園による確保方策等を次のとおり設定します。

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	463 人	467 人	428 人	365 人	365 人
１号認定	269 人	271 人	248 人	279 人	279 人
２号認定	194 人	196 人	180 人	86 人	86 人
確保方策（Ｂ）	532 人	532 人	532 人	532 人	532 人
１号認定	310 人	310 人	309 人	309 人	310 人
２号認定	222 人	222 人	223 人	223 人	222 人
差引（Ｂ）－（Ａ）	69 人	65 人	104 人	167 人	167 人

② 保育事業【２号認定（保育）】

２号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）による確保方策等を次のとおり設定します。

なお、量の見込みが確保方策を上回っていることから、認定こども園や幼稚園の預かり保育により対応するとともに、保育所新設の検討を行い、利用ニーズに対応できる供給基盤の確保に努めます。

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	529 人	533 人	489 人	485 人	485 人
確保方策（Ｂ）	491 人	491 人	505 人	446 人	446 人
差引（Ｂ）－（Ａ）	△38 人	△42 人	16 人	△39 人	△39 人

③ 保育事業【３号認定】

３号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）による確保方策等を次のとおり設定します。

なお、【1・２歳】について量の見込みが確保方策を上回っていることから、保育所における定員超過入所の実施等により対応をするとともに、保育所新設の検討を行い、利用ニーズに対応できる供給基盤の確保に努めます。

【 ０歳 】

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	102 人	103 人	113 人	101 人	101 人
確保方策（Ｂ）	104 人	104 人	123 人	101 人	101 人
特定教育・保育施設	104 人	104 人	123 人	101 人	101 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
差引（Ｂ）－（Ａ）	2 人	1 人	10 人	0 人	0 人

【 １・２歳 】

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	293 人	297 人	352 人	320 人	320 人
確保方策（Ｂ）	301 人	301 人	363 人	289 人	289 人
特定教育・保育施設	279 人	279 人	341 人	267 人	267 人
地域型保育事業	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人
認可外保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
差引（Ｂ）－（Ａ）	8 人	4 人	11 人	△31 人	△31 人

5 地域子ども・子育て支援事業

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

（１）時間外保育事業

【 事業内容 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

令和元年度現在、町内の認可保育所及び認定こども園で実施しています（延長保育事業／最長19時15分まで）。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者人数	237人	289人	305人	321人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	324人	324人	318人	321人	319人
確保方策（Ｂ）	324人	324人	318人	321人	319人
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

今後も的確にニーズを把握し、供給基盤を整備していきます。

（２）放課後児童健全育成事業（学童保育所）

【 事業内容 】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和元年度現在、町内の全小学校区で実施しています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者人数	206人	193人	227人	262人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	294人	292人	301人	273人	273人
小学１年生	103人	102人	105人	95人	95人
小学２年生	92人	91人	94人	85人	85人
小学３年生	71人	71人	73人	66人	66人
小学４年生	15人	15人	16人	14人	14人
小学５年生	8人	8人	8人	8人	8人
小学６年生	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策（Ｂ）	273人	273人	303人	273人	273人
差引（Ｂ）－（Ａ）	△21人	△19人	2人	0人	0人

【 今後の方向性 】

・国の放課後子ども総合プランを踏まえ、小学校の余裕教室等を活用した、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型の実施や連携による実施についても検討します。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【 事業内容 】

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町では、平成２７年度より事業を実施しています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者人数	0人日	0人日	9人日	0人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策（Ｂ）	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

現行を維持しつつ、預かりを必要としている家庭に事業を案内し、支援につなげます。

（４）地域子育て支援拠点事業・・・・・・・

【 事業内容 】

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業です。

令和元年度現在、総合福祉センター「希望の家」の子育て支援センターで実施しています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者人数	357人回	620人回	452人回	414人回

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	433人回	428人回	450人回	449人回	449人回
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策（Ｂ）	433人回	428人回	450人回	449人回	449人回
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【 今後の方向性 】

２歳になると保育園やプレ幼稚園に通う子どもが増えてくるため、０・１歳向けの対象年齢を引き下げた事業を広げていく必要があります。また、事業を継続し、日常的な子育て相談や発達障害等の恐れがある児童の早期発見・早期支援に向けて、相談支援体制の充実や保護者のニーズの把握に努め、親子の遊び場、同世代の親子の交流の場、子育て相談の場として利用できる取組や機会の提供を図ります。

（５）一時預かり事業 ・・・・・・・

① 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり[預かり保育]）

【 事業内容 】

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。

預かり保育は、令和元年度現在、町内の幼稚園と認定こども園の計３か所で実施しています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者人数	8,944人日	9,740人日	8,755人日	8,924人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	8,777人日	8,845人日	8,121人日	11,055人日	11,055人日
確保方策（Ｂ）	8,777人日	8,845人日	8,121人日	11,055人日	11,055人日
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

今後も的確にニーズを把握し、事業の充実を図っていきます。

② 一時預かり事業（その他）

【 事業内容 】

就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、ファミリー サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイ等による一時預かり事業です。

保育所での一時預かりは、令和元年度現在、 認定こども園と保育園の２か所で実施しています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者人数	2,552人日	3,731人日	4,277人日	3,121人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	2,555人日	2,551人日	2,505人日	2,531人日	2,515人日
確保方策（Ｂ）	2,555人日	2,551人日	2,505人日	2,531人日	2,515人日
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

平成29年度までは年々利用者が増加していましたが、平成30年度では落ち着いています。

今後は、幼児教育・保育の無償化に伴う利用者の増加への対応を検討する必要があります。

（６）病児・病後児保育事業

【 事業内容 】

保護者の仕事の都合や疾病、事故、出産等の理由により、家庭で保育できない病気又は病気回復期にある児童を、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

本町では、平成２９年度から事業を実施しています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者人数	0人日	0人日	213人日	355人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	311人日	310人日	311人日	309人日	307人日
確保方策（Ｂ）	311人日	310人日	311人日	309人日	307人日
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

事業を開始してから、順調に登録者数及び利用者数ともに増加しています。

今後も、病児・病後児保育を必要とする保護者の子育てと就労の両立を支援していきます。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 事業内容 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、平成26年度から事業を実施しています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者人数	141人日	285人日	619人日	494人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	520人日	511人日	527人日	515人日	516人日
確保方策（Ｂ）	520人日	511人日	527人日	515人日	516人日
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

本事業及び会員募集のＰＲを十分に行います。

特に提供会員の会員数を増やしていくことにより、相互援助の拡充を図っていきます。

（８）利用者支援事業

【 事業内容 】

子ども及びその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

主な事業	総合的な利用支援	子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育・保健その他の子育て支援の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」
	地域連携	子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等
類型（いずれかを選択）	基本型	利用者支援専門員が、教育・保育等に関し、「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態 主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用
	特定型	利用者支援専門員が主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については行政がその機能を果たす
	母子保健型	保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」をもとに実施する形態 ※継続的な把握、支援プラン策定を実施

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置か所数	0か所	1か所	1か所	2か所

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策（Ｂ）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
差引（Ｂ）－（Ａ）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【 今後の方向性 】

平成28年度に子育て支援課で特定型、平成30年度に保健センターで母子保健型、平成31年度に児童センターで基本型を実施しており、今後も各実施機関での情報共有や連携を図っていきます。

（９）妊産婦健康診査事業 ・・・・・・・

【 事業内容 】

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、必要に応じた医学的検査と保健指導を実施する事業です。

本町では母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診票（14回分・子宮頸がん検診１回分）、妊婦歯科健康診査受診票（１回分）、産婦歯科健康診査受診票（１回分）及び産後健康診査受診票（１回分）をあわせて交付し、医療機関（愛知県医師会会員医療機関又は町内歯科医療機関）での受診を勧奨しています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診件数	4,817件	4,848件	4,997件	4,242件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	4,550件	4,550件	4,550件	4,522件	4,522件
確保方策（Ｂ）	4,550件	4,550件	4,550件	4,522件	4,522件
差引（Ｂ）－（Ａ）	0件	0件	0件	0件	0件

【 今後の方向性 】

健やかな妊娠と出産のために、医師・歯科医師による定期的な健康状態のチェックの必要性を伝え、今後も受診勧奨をしていきます。

（１０）乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・

【 事業内容 】

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な助言やサービス提供につなげる事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支援者人数	339人	315人	320人	286人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	325人	325人	325人	323人	323人
確保方策（Ｂ）	325人	325人	325人	323人	323人
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

すべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を今後も図っていきます。

（１１）養育支援訪問事業・・・・・・・

【 事業内容 】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、平成23年度から実施しています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者人数	1人	2人	2人	4人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）	4人	4人	4人	4人	4人
確保方策（Ｂ）	4人	4人	4人	4人	4人
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

引き続き、支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。

（１２）実費徴収にかかる補足給付を行う事業・・・・・・・

【 概要 】

教育保育給付認定及び施設等利用給付認定を受けた子どもが教育・保育等を受けた際にかかる食事の提供に要する費用、日用品や文房具等の物品購入に要する費用、行事への参加に要する費用等のうち、市町村が定めるものの全部又は一部の費用を助成する事業です。

【 確保の内容 】

国の動向に応じ、助成の実施の必要性を検討していきます。

（１３）多様な主体が参画することを促進するための事業・・・・・・・

【 概要 】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していく事業です。

【 確保の内容 】

国が示す具体的な内容に従って、適切な手段を講じていきます。

6　幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進

国の基本指針等を踏まえ、幼児期の教育・保育を一体的に提供していく体制を検討する必要があります。

町内には現在、幼稚園が2か所、保育所が４か所、認定こども園が1か所、小規模保育事業所が2か所あり、ニーズに対する供給量の確保に努めてきました。今後においては、法令の整備による各種サービスの充実に伴い、就労意向を持つ母親の増加が見込まれることから、ニーズ自体が高まっていく可能性があります。

令和元年10月からは保護者の負担軽減を図るため、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、３歳から５歳までの子どもたちの利用料及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

このような状況の中で、国の動向や社会情勢の変化を注視しつつ、本町においても必要に応じて、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進について検討していくこととします。

（１）検討するにあたって基本的な考え方

○幼稚園や保育所における０歳から就学前までの育ちの中で、子ども一人ひとりの将来的な育ちを踏まえながら、３歳児からの幼児教育のあり方を含め、一貫した教育や保育、子育て支援を連続的に行っていくことが重要です。

○職員体制や職員・施設間の連携方法、処遇面の向上、職員への十分な研修機会の拡充等を含め、「幼保の教育・保育の質」の向上を検討していくことが必要です。

○子どもたちの１日の午前・午後の過ごし方（保育・教育内容）、退園時間の違い、教育の進度の差への対応のほか、給食についても配慮が必要です。

○施設の工夫や配置等を考慮する必要があります。

○子どもも保護者も安心できる、また子どもにとって生活の実態に合った保育内容を検討する必要があります。

（２）検討するにあたって基本的な視点

○子どものためにといった視点が最も重要であり、給食、お昼寝、お迎え等子どもの生活の実態に合った保育内容、流れをつくっていく必要があります。

○教育・保育を受けられる機会そのものを含め、すべての子どもに平等な教育・保育の内容を保障していくことが大前提にあると考えます 。

〇幼保の一体的な提供ができる施設では、子どもを主とした生活と質の高い教育、保育が保障される必要があります。

〇保護者にとって預けやすく、利用しやすい施設であることが求められます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

第５章　その他の子ども・子育て支援に係る施策

1　産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに希望に応じて円滑に認定こども園や幼稚園、保育所等を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、計画的に教育・保育施設等の基盤整備を進めます。

2　児童虐待の防止

（１）関係機関との連携と相談体制の強化

児童虐待の発生予防と早期発見・対応のためには、地域の関係機関との連携と情報共有が不可欠です。本町は「大治町要保護児童対策地域協議会」を設置しており、今後も、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を適宜開催しながら、虐待をはじめとした要保護児童問題の関係機関との連携強化を図ります。

また、相談体制については、子ども家庭支援員が、子育て中の保護者と適切な関わりを構築できるよう、研修等により資質向上を図ります。

さらに町では、これらの推進と子どもの心身ともに健やかな育成を支援するため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点として「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子どもの最善の利益を考慮し安心と希望に満ちた未来の実現をめざします。

（２）虐待の発生予防と早期発見・対応

健康診査やその未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳幼児全戸訪問事業等の母子保健事業や、地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童虐待防止に関する知識の普及・啓発を図るため、広報等を活用した啓発に取り組むとともに、虐待の発生予防や早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の地域の関係団体との連携強化を図ります。

（３）社会的養護施策との連携

社会的養護を必要とする子どもについては、地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長できるよう、学校等の地域の関係機関や県等とも連携しながら、支援体制の整備に努めます。

母子生活支援施設については、母子がともに生活しながら必要な支援を受けることができることから、児童相談所等の関係機関と連携し、利用促進や支援機能の充実に努めます。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施する児童養護施設等の社会的養護に関わる地域資源を地域の子育て支援に有効に活用するため、これらの関連施設との連携強化に努めます。

３　ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親の自立支援については、保育や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子育て支援事業の利用に際しての配慮をしつつ、国や県が実施する施策との連携を図り、子育て・生活支援、経済的支援等により、総合的な自立支援に取り組みます。

また、ひとり親と貧困問題には、密接な関係があると言われています。子育てにかかる経済的負担は大きく、貧困による格差の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。経済的な問題に関わらず、すべての子どもが平等に育つことが社会のあり方としても重要であり、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援します。

４　障がい児等の支援

障がい児等特別な支援が必要な子どもへの支援については、「大治町障害者計画」（計画期間：令和元年度～5年度）に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

また、就学前の教育・保育、子育て支援に関しては、認定こども園や幼稚園、保育所等の教育・保育施設での障がい児受け入れを促進するため、職員体制の充実・資質向上に努めます。

5 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現について、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

本町においても、男女がともに仕事と家庭・地域活動等を両立できる環境づくりに取り組んでいきます。今後も県や企業等と連携して、長時間労働の是正等の働き方の見直しや、育休や短時間勤務等を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発等、「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進に努めます。

また、保護者の多様な働き方に対応できるよう、認定こども園や保育所での保育や、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等、各種子育て支援の充実を図ります。

第６章　計画の推進に向けて

1 計画の推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握・点検を行い、大治町子ども・子育て会議においてその確認を実施します。

計画推進の仕組として、PDCAサイクル（計画・実施・検証・見直し）を活用し、量の見込みに対する確保方策のバランスが取れているか毎年度点検を行い、実効性のある取組の推進を図ります。

ＰＤＣＡサイクルのプロセスのイメージ

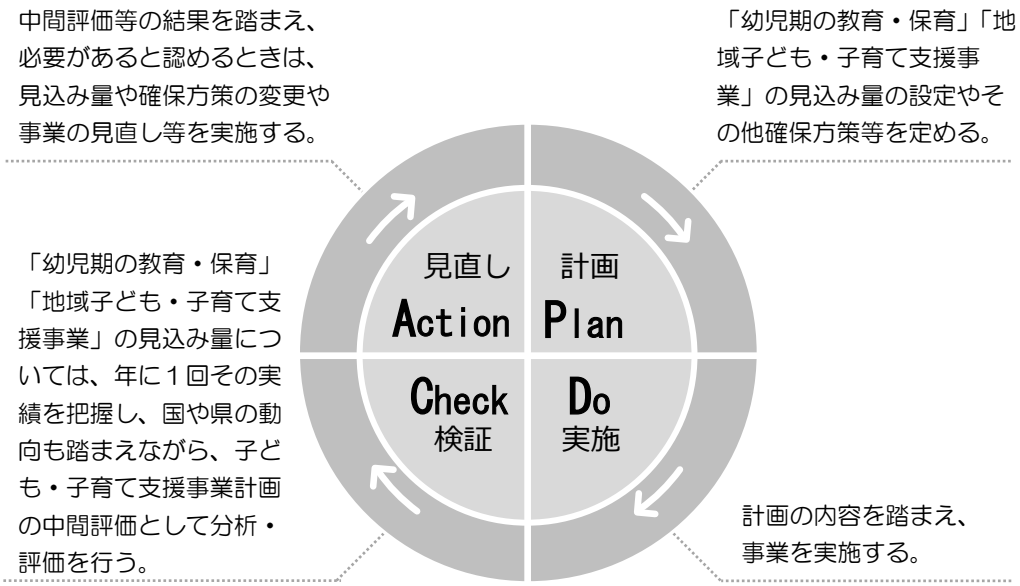

2 計画の推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子育て支援課が中心となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

参考資料

1　大治町子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

年月日	内容
令和元年（平成 31 年）	
３月１８日	平成 30 年度　大治町子ども・子育て会議 ・大治町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第２期大治町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査について
４月１２日～４月２５日	就学前児童の保護者、小学生の保護者対象 子育てに関するアンケート調査を実施し、調査票を配布・回収
４月～８月	子育てに関するアンケート調査結果報告書作成
８月７日	令和元年度　第１回大治町子ども・子育て会議 ・子育てに関するアンケート調査結果報告について ・第２期大治町子ども・子育て支援事業計画の骨子（体系）案について ・第２期大治町子ども・子育て支援事業計画における見込み量について
１２月２５日	令和元年度　第２回大治町子ども・子育て会議 ・第２期大治町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和２年	
１月９日～２月７日	パブリックコメント期間
２月２６日	令和元年度　第３回大治町子ども・子育て会議 ・第２期大治町子ども・子育て支援事業計画（案）について

２　大治町子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。）第７７条第１項各号に掲げる事務を処理するにあたり、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴取するため、大治町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　会議は、１５人以内で組織する。

２　会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）子どもの保護者

（２）事業主を代表する者

（３）労働者を代表する者

（４）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（５）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（６）前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

（委員の任期）

第３条　会議の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　会議に、会長及び副会長を置くものとし、会長及び副会長は委員の互選により選任する。

２　会長は、この会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会長は、必要に応じて委員でない者を会議に出席させることができる。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

（庶務）

第６条　会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成２５年８月７日から施行する。

附 則

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

３　大治町子ども・子育て会議委員名簿

区　分	職　名　等	氏　名	備考
子どもの保護者	小学校の子どもの保護者代表	中塚　和歌子	
	幼稚園の子どもの保護者代表	杉山　奈美	
	保育所の子どもの保護者代表	加藤　磨美	
事業主を代表する者	新聞工房（株）代表取締役	山田　庄司	会長
労働者を代表する者	海部東農業協同組合職員	立松　里佳	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	幼保連携型認定こども園 大治幼稚園理事長	山﨑　拓史	
	ずいよう幼稚園園長	藤井　倫誉	
	大治はなつね保育園園長	織田　義政	副会長
	きっずフレンド大治園園長	平野　和子	
	特定非営利活動法人ママ・ぷらす 副理事長	岡本　まゆみ	
	大治町子育て支援センター 児童厚生員	中村　澄美子	
	大治町保健センター保健師	塚本　康代	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	保育活動専門員・保育心理士	杉村　照代	
前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者	大治町教育委員会教育部長	福原　多加志	
	大治町福祉部長	伊藤　美紀雄	

4 用語解説

【か行】

協働

町民をはじめ自治会・町内会、団体・ＮＰＯ、事業者及び町が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から令和元年度末までの２年間で確保していくとともに、平成30年度から令和４年度末までの５年間で女性就業率80％に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子ども・子育て関連３法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

小規模保育事業所

預かる子どもの対象は「０際～２歳」の児童で、定員数は「６人～19人まで」となっている。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組をさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のこと。市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけられている。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね０歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね７時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【ま行】

未移行幼稚園

「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園であり、現行のまま私学助成を受ける幼稚園。

【や行】

幼稚園

満３歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法 77条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【数字／英字】

１号認定

満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（内閣府「子ども・子育て支援制度ハンドブック」より）

２号認定

満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府「子ども・子育て支援制度ハンドブック」より）

３号認定

満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府「子ども・子育て支援制度ハンドブック」より）

第２期大治町子ども・子育て支援事業計画
（令和２年度～令和６年度）

発行年月　　令和２年３月（令和５年３月改訂）
編集・発行　大治町　福祉部　子育て支援課
〒490-1192
愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西１番地の１
TEL　052-444-2711（代表）
FAX　052-443-4468

マスコットキャラクター
「はるちゃん」